

令和5年3月清須市議会定例会会議録

令和5年2月28日、令和5年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久 喜
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直 人
総務部次長兼総務課長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英 晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
収納課 長	辻 清 岳
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	北神 聖 久
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所長	石田 讓
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
子育て支援課 長	藏城 浩 司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下 葉 子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 主 事	清 本 紫 音

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 24名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和5年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る2月13日までに11名の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 20番議員 (成田 義之君) 登壇 >

20番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席番号20番、清政会の成田義之でございます。よろしくお願いいたします。

私からは2つほど大きく質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、西春日井保護区保護司会及清須市保護司協議会についてであります。

最近の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症が一因であると思われませんが、全国的に治安が悪く、自

殺者も多くなってきているのではないかと思います。そうした中において、保護司の皆様には、犯罪を犯した人たちの更生のために黒子に徹していただき、御活躍賜り感謝申し上げておるところでございます。

そこで、保護司の在り方について、以下お伺いをいたします。

①本市として、「地方再犯防止推進計画」策定の予定はありますか。

②西春日井保護区保護司会と清須市保護司協議会には、どのような違いがあるのか教えていただきたいと思ひます。

③県内で、上記のような2本立てでの運用をしている地区・市町村はありますか。

以上でございます。

大きく2番目といたしましては、西春日井広域事務組合についてでございます。

西春日井2市1町で構成する西春日井広域事務組合による水害や火災及び2次救急などの活動のおかげで、市民の生命・財産を守っていただけることは大変心強く思っております。近年は、さらにコロナ患者の対応にも素早く処理していただき、ありがたく身にしみて感じておるところでございます。救急医療の対応についても同様であります。そこで、以下お伺いをいたします。

①2次救急医療機器設備費負担金について、購入機器の中に2次救急に必要なかった機器があったと聞いているが、その報告と過去3年間そのようなことがなかったのか、お聞かせをください。

②令和4年度の2次救急の運営費負担金については、2次救急病院が黒字のため必要がないと聞いていたが、なぜ急に赤字に変更となり支払うことになったのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

③2次救急の負担金、医療機器設備費負担金は、西春日井広域事務組合を通じるのではなく、市町が直接払う方法があるのではないかということをお伺いをしたいと思ひます。

以上でございます。よろしく御答弁のほどお願ひをいたします。

議 長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の①の質問に対してお答えいたします。

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、各自治体は再犯の

防止等に関して、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定するように努めることとされました。愛知県内では、刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、再犯者の割合は約5割を推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で再犯防止の取組を実施しています。

本市における再犯防止推進計画の策定の考えは、再犯防止の推進を含め地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、今後策定を予定している地域福祉計画と一体的に検討してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

それでね、再犯の防止を国と自治体とが責務を持ってね、法律で明記してますが、清須市としてどういった支援があるか分かったら教えてください。清須市としてね。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

すみません、もう一度お願いします。

20番議員（成田 義之君）

再犯防止についてはね、国と県や地方自治体が一応法律で明記されたと思うんですよね。だから、清須市としてはどういう対応をするのか、どういう心構えで向かっていくのかということに分かれば教えていただきたい。分かればで結構です。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

地域福祉計画と一体的に策定していきたいと考えておまして、犯罪、非行した人の中には仕事・住居がない、また高齢者・障がい者の方、様々な生きづらさを抱えている方がおみえになります。地域福祉に戻っても必要な支援を受けられずに孤立してみえる方とか、再犯に至るケースがあると考えております。そういった中で、地域福祉計画と包含するような形で一体的に考えて

いければなと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

加藤部長、専門だと思うので、お答えを願いたいと思うんですけど、再犯防止計画は地域福祉計画の中に盛り込むべきだと思うんですが、その辺はどうですか。

それとね、福祉計画のほうはどういうふうになっとるかついでにお願いします。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のおっしゃられました再犯防止計画につきましては、まだ国の上位計画等がありますので、そちらのほうが行われてから愛知県でもつくられてみえてるか少ないかと思っております、単独ですね。

大体、最近つくられた自治体ですと、先ほども答弁のほうをさせていただきましたが、地域福祉の一環としてやってるということもありますので、最近は地域福祉計画と一体につくられるという自治体が多いというふうに聞いております。

本市につきましても、地域福祉計画につきましては、令和5年度にアンケート調査をさせていただきました、令和6年度に策定をさせていただきました、令和7年3月には地域福祉計画を策定させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

部長、他町村と比べるとテンポが遅いんじゃないかなというふうな気がするんだけど、どうですか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

地域福祉計画の関係でしょうか。

議員のおっしゃるとおりですね、地域福祉計画につきましては、他の自治体がつくられているということは十分承知をしております。福祉の全体的な上位計画ということもありますので、いろいろと福祉部の中で考えさせていただきまして、今回策定に向けて5年度の予算計上をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

それ以上発言しても早めるということにはできませんわな。結構です。

2番にお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

②の質問に対し、お答えいたします。

西春日井保護区保護司会は、清須市、北名古屋市及び豊山町の西春日井2市1町による西春日井保護区に配属される保護司によって保護司の任務を円滑に遂行するとともに、保護司の使命達成に資する活動を行うことと目的として設置されており、また西春日井保護区保護司会の規定では、清須市保護司協議会は西部地区、北名古屋市保護司協議会及び豊山町保護司協議会は東部地区となっています。

活動内容としては、犯罪や非行した人たちと直接面接を行い、生活上の助言や就労の手助け等を行う保護観察、また少年院や刑務所に収容されている人が釈放後にスムーズに社会復帰できるよう必要な受入態勢を整える生活環境の調整等の活動を実施しています。

清須市保護司協議会は、清須市内に配属される保護司によって配置されており、犯罪の予防を図るため、本市での啓発及び宣伝活動を行うなど、西春日井保護区保護司会とは異なる活動を実施しています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

今の説明を聞いていると、2つに分かれておる団体が1つにしてもいいような気がするんだけど、県内で保護司会と協議会の二本立てでやってる市町村は何か所ぐらいあるんですか。私も知らないから、分かったらでいいですよ。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員の御質問につきましては、③の答弁のほうにも準じてるかと思っておりますが、県内に35の自治体が両方設置をしていると聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

協議会と保護司会と35の市町村がやってるかね。1つの市で2つずつ持つととこが35か所もあるのかね。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

今、答弁をさせていただきましたとおり、保護区のところと市町村と重複するところがあるかと思いますが、市町としましては、35の市町が保護区と市の協議会のほうと両方設置をしているという形になっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

くどいようだけでも、協議会を持つてる市町村はそんなにたくさんあるかね。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

愛知県内の調査をさせていただきましたら、市の協議会が設置されているのは35自治体あるということになっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

保護区と一緒にの数があるということ。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

保護区のところと一緒にしているところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私が聞いとるところによると、保護区だけのところと協議会のところというのは数がないというふうに聞いたんだけど、そんなにあるんかね、35か所。間違いでなきゃいいんだけど。一遍、僕、調べますけども、そんなにないと思うんだわね。行事やることはダブってるから、予算的に40万円か50万円出してるわけやね。無駄だから僕、質問しとるんだよね。やっことは一緒なんだよね。だから、その辺を改善したらどうかということで今回質問しとるんだけど、僕は、ほかの市町村で協議会なんてものは1か所か2か所ぐらいしかないと思うよ。保護区はありますよね。一遍再確認していただきたいと思うね。加藤部長、自信ありますか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

私どもの今、調査をさせていただいているところだと35になっております。35の調べ方につきまして、議員の御質問のように、補助金も含めた形で調査をさせていただいておまして、保護区のほうに直接お支払いしているのと、市の自治体のほうに別々に補助金を出してるところもありますし、市のほうに出させていただいて、そこから保護区のほうにということですね。一方のほうに助成させていただいて、そこから経由して補助金等が渡ってるというところもあるかと思っておりますので、市のほうがそれぞれ両方に助成しているところは28という形になります。

ですから、先ほどの35につきましては、市のほうに補助金を出させていただいたりとか、社会福祉協議会を通じて市が補助を出してる自治体の数でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

何か分かったような分からんようなあれだけでも、納得できんと思うんだけどね。3番のほうに移るんだけど、一緒のことだから3番のほうを答弁していただけますか。

議長（野々部 享君）

では、③の質問に対し、鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

③の質問に対してお答えいたします。

愛知県内では複数の自治体で構成される保護区のうち、保護区と市協議会の両方を設置している自治体は35市町あります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

やはり35という答えですけど、協議会と保護区は一緒の行事をやっとるわけだね。中身は何も違うわけじゃないんだね。ただ、違うのは青少年育成大会を協議会のほうで挟んでるから違う

とおっしゃると思うんですけども、やっとなることが一緒だから協議会はなくすべきだと僕、思うのね。やっってる行事は同じことをやっってるんだから。同じことをやってるのに補助金を2か所に分けて出す必要ないんだから、一度、保護観察所に、うちは一本でいきたいということを申入れされたらどうかね。

というのはね、観察所としては、例えば、清須なら清須、北名古屋なら北名古屋がすると観察所の人員が要るわけだ。それが手間だから、愛知県の中で西春日井保護区だけはこういう扱いになってるわけよ。さっき35とおっしゃったけどね、だから、これは将来的に一本化すべきだと思うよ。でなきゃ保護司のなり手がなくないよ。今、西春日井保護区ではほとんど欠員だよ。

というのは行事が多過ぎるんだよ。だから、無駄とは言いませんけど、行事を余計つくってね、保護司は本来黒子に徹して、観察の人を対象にしてやる仕事であって、旅行へ行ったりとかパレードなんかいろんなことをやる必要はないんだよ。だから、省かないといい人材が集まらんよ。民生委員でも今、なり手がなくないのと一緒でね、だから、これは一本化するように観察所にお願いに行かれるということはどうですか。部長、考えられませんかね。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員がおっしゃいましたように、保護区の変更等につきましては、地方の更生保護委員会の方の許可が必要になってまいりますので、市としては変更する権限が特にありませんので、今の議員の御意見ですね、そういうところにつきまして、2市1町が一度そういう御意見があったということで調査研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

僕が言っるのはね、これからボランティアの方でもなり手がなくないと思うんですよ。だから、もっと合理化してあげることが大事だと思うんですね。そして、予算を使うのはもったいないというようなことを言っるとるわけじゃないけど、無駄なんだよね。2つの団体が一緒の行事をやっっていて、1つにすれば合理化ができて、はっきり言って45、6万円、市がもうかるわけ

だ。だから、こういうことが議会であったからということでね、観察所に行くんじゃなくて協議会の中でその話をしてもらって、議会でこういう話があったとって行政が権限があると僕は思うんですよ。だから、委員会がやらないからほっときゃいいというんじゃなくて、こういうことで議会から話があったから、観察所としてどうお考えですかということをお願いしてくれるということはできるんじゃないか。言われたことをやるんじゃなくてさ、提案があったらそれをスッと受けて行動に移すべきだと思うんだけど、部長、どうかね。やる気があるかね、あんた。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員の言われるところですね、しっかりと御意見を踏まえまして、今後、調査研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

それでは駄目だ。行ってこないかん、観察所へ。議会でこういう話があったと。同じようなことをやってるから一本にしたいという申出をしてくると、そういう回答をもらわなきゃ駄目だね。やれますか。部長、答弁。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

本市だけでは決めることができませんので、2市1町のほうで御意見をお聞きして、申し訳ありません、一度、調査研究させていただきます。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

次にお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課長の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

2次救急医療における医療機器購入の対象機器については、清須市、北名古屋及び豊山町の保健福祉部の職員で構成する西春日井広域事務組合行政協議会2次救急医療補助金交付等に関する審査委員会において、2次救急医療に適正な機器であるかどうかなどを確認しております。

過去においては、審査委員会で精査をした結果、超音波白内障手術装置、手術顕微鏡、長時間心電図システムなどの9品目において、2次救急にそぐわないとして対象外といたしました。毎年の審査委員会において対象機器の内容について精査をしており、過去3年間も含め、購入されたものにつきましては2次救急に必要なものとなっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

令和4年度の1年間にあっただけということによろしいですか。過去3年間じゃなくて1年間だけということかね。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

御質問に過去3年間はどうであったのかという内容でしたので、過去3年間、令和2年、3年4年に関しましては、対象外となっているものはございませんでした。精査をしております。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

この問題うちの2、3の議員が力を入れて調べた結果分かったことであって、議員が一々こんなことを調べるんじゃなくて、本来だったら消防署がやらなきゃいかんことやね。清須市の行政としては中身の事については分からないと思うんだけど、消防署に任せておいて、こんなことでいいと思われるかな。どう思われますかね。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

議会などで御質問をいただいて、それ以降は私ども各市町の保健福祉部の職員、清須市ですと私が会議のほうに出席をしまして確認もさせていただいております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

これは2番のところにも類似すると思うんですけども、要は、2次救急以外で買われたものが今の話であったわけですね。普通、民間企業だと返金されるわね。そういう話はなかったですか。もらいっ放しというか、2次救急以外のものを買ってしまっでごめんなさいで済んだのか、それとも行政として返還要求をされる手だてはなかったのかどうか、その辺お聞かせいただきたい。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

平成31年3月の福祉委員会のときに、成田議員のほうからこういった御質問をいただきまして、そのときにお返答させていただいているんですけども、既に購入したのものに関しましてはこのままということで、今後については厳しく精査をしていくということでご返答させていただいております。

それ以降に関しましてはきっちりと精査をして今に至っております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

部長、お聞きするんだけど、普通一般的に考えてね、これはきちっと決まりがあると思うんですね。消防のほうからは、負担金と補助金を出しとるわけだね。そうすると、運営費と機器かな、この二本立てで出るけど、普通だったら間違えて違うもんを買ってしまったからごめんなさ

いで済む問題なのか、それとも余分なものは2次救急以外のものだから返納しますというべきなのか、一般的な常識から考えたら部長どう思われます。

民間企業だったら、例えばね、流用してしまったら返すわね。それとよく似た問題だわね。それどう思われます、部長、個人的意見として。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員の言われるとおり、内容を精査させていただきまして、購入について2次救急に必要かどうかだったか否かと思いますが、そちらにつきましては、やはり市民の方が医療に必要なものだと思っておりますので、購入につきましては一度お認めをいただいているということもありますので、そのような形を今回取ってるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

行政としてもなかなか言いづらいところだわね。その気持ちはよく分かるんだけど、一般的に考えると、せっかく清須市の議員が一生懸命やられて、結果、ごめんなさいで終わってしまうのは残念だなと、こんなような気持ちだわね。

清須市として負担金、医療と運営と両方あるわね。これの済衆館とはるひ呼吸器の割合というのは金銭的にどんなふうな状況ですか。

質問の仕方が悪いかな。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

運営費と医療機器の負担金につきましては、負担割合のほう違ってございまして、運営費負担金につきましては、2市1町のほうで均等割が25%、人口割が25%、搬送割が。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

その明細は分かるとる。市が実際に済衆館に払ってるお金は、運営費と医療機器とで幾らあるかということと、はるひにはどれだけ払っとるかという明細を知りたいだけで、負担金とか、そういうのは説明書に書いてあるからよく分かるんだけど。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

金額でよろしいでしょうか。

運営費負担金につきましては、令和4年度につきましては、清須市のほうが809万2千円になります。はるひ呼吸器病院につきましては226万2千円でございます。

医療機器の負担分につきましては、令和4年度、済衆館病院につきましては287万3千円、はるひ呼吸器病院につきましては337万5千円。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

比較的安いというか、予定より少ないんだけど、今年は戻り金があるでしょう。令和4年度の戻り金というか、使ってませんという戻り金。なかったかな。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

医療機器につきましては、購入されたものを負担をしているということになりますので、返還というところはないと聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

次、お願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課長の寺社下でございます。

②の御質問にお答えをさせていただきます。

2次救急の運営費負担金については、前年度の収入と支出の不足分並びに救急搬送人数の割合に乗じて負担することになっています。

令和4年度分の当初申請では、収入が支出を上回るとの報告がありました。その後、本来、発熱などで新型コロナウイルス感染症に疑いなどのある患者の時間内報酬が検査などにより診療時間が午後に至ったことで、2次救急診療分に当たる時間外報酬に計上されていることが判明いたしました。再度収支の計算を行った結果、支出が収入を上回ることが判明したため、金額訂正の運営費補助金交付申請書が提出されました。訂正の申請に対して、2市1町及び西春日井広域事務組合において審査委員会を開き、金額訂正後の内容を精査した結果、内容に不備がないことから、負担金をお支払いしています。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

不思議なのはね、最初は黒字だということになっておって、よく調べたら赤字でしたと言って補助金をもらうというのは僕は納得できないね。民間ではあり得ないことだね。だから、こういうことは言いにくいけども、しっかりと消防署を通じてやっていただくということが大事だと思います。

時間もないから、次お願いします。

議 長（野々部 享君）

最後に、2の③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、西春日井広域事務組合同規約第3条第1項第3号により、2次救急医療機関確保に関する事務については西春日井広域事務組合が実施することとなっていることから、現時点ではそれぞれ

れの自治体から2次救急負担金を医療機関へ直接支払うことについては考えておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

なぜ考えていないか、加藤部長、答弁をお願いします。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

負担金につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、あくまでも広域事務組合の規約のほうというか要綱のほうで決まっておりますので、まずはそっちのほうを遵守させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

規約を変更して直接払うようにすれば解決できる話であって、何でもそうだけど、規約だとか縛りだとか、そういうことではなくて、絶えずチャレンジしていかなくやいかん。

何でもそうだけど、よそがこうだからこうしますとか、そうじゃなくて、偉そうなことを言って申し訳ないけども、清須市独自の発想をしていくということが僕は大事じゃないかなというような気がするんだけど、消防署にとっても迷惑だと言ってるんだよ。消防署としては何にもメリットがない。だから、直接払えばいいんだよ。そのほうがすっきりして議会のほうもチェックもしやすいしね。だから、ワンクッション置いとるから、これが抜け道になっちゃうから、僕は直接払ったほうがいいと思いますよ。失礼なことを言って申し訳ないですけど、これで終わります。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4 番議員（土本 千亜紀君）登壇 >

4 番議員（土本 千亜紀君）

議席番号 4 番、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、1 乳がんセルフチェックシートで早期発見、2 介護支援ボランティアポイント事業について、2 点お伺いさせていただきます。

1 乳がんセルフチェックシートで早期発見

最新の統計によりますと、日本人女性が生涯のうちに乳がん罹患する可能性は 9 人に 1 人です。乳がんの罹患率は 30 代半ばから上昇し、60 代後半でピークを迎えます。2018 年に乳がん診断された女性は 9 万 3 千 8 5 8 人で、女性のがんの中で最多となっています。残念ながら亡くなった女性は、2020 年では 1 万 4 千 6 5 0 人に上ります。

毎年、新たに乳がんになる人はこの 15 年間で倍増。死亡数も増え続けており、2020 年には 30～60 代女性で、病死の原因の第 1 位となっています。増加の原因の 1 つに、「食生活やライフスタイルの欧米化が背景にあり、女性が出産する子どもの数も減り、乳がんのリスクとなる肥満も増えています。今後は欧米並みの 7～8 人に 1 人の水準まで乳がんは増えるだろう」と指摘する専門家もいます。女性の乳がんの 5 年相対生存率は 92.5% で他のがんよりも高いですが、ステージ 3 に進行すると大きく生存率は下がります。

このようなことから、乳がん検診による早期発見・治療の重要性が強調されています。早期であれば部分的な切除で済み、良好な経過が期待できます。また、毎年 10 月は「ピンクリボン月間」として、乳がんの正しい知識を広め、検診を受けるよう促す取組が集中的に行われています。私たち公明党も街頭演説を行わせていただいております。それは、家事、育児、仕事などに奮闘しながら一家の太陽として生きる女性の命を守ることが大切だからです。

乳がんは唯一自分で発見できるがんです。早期の発見に必要なことは、自分の胸の状況を見て、触って、知っておくことで小さな変化に気づくことです。若い方は乳腺が発達していますので、マンモグラフィーは適していません。このため 20 代から月に 1 度はセルフチェックを心がけることが大切です。また、40 代を超えたら、2 年に一度乳がん検診を受けることが国の指針で勧められています。そのセルフチェックで早期発見に役立つ検診キットに自己検診用グローブとセルフチェックシートがあります。このグローブは肌に密着しやすい素材でできており、これをはめると指先の感覚がより敏感になり、素手では分かりにくい小さなしこりも見つけやすいのです。

が、素材的に薄いシリコンでできており、繰り返し使うことができないのが難点であります。

それに比べセルフチェックシートは、お風呂場に張ることができるA4サイズのカラーポスターです。入浴時にはセルフチェックができるわけです。日々の生活の忙しさから検診から遠ざかっている方には、このチェックシートが自身を守るきっかけづくりになればと思っています。日頃からの意識啓発につながる大切なキットとして配付への取組に期待をし、本市のお考えをお伺いいたします。

①本市においての乳がん検診の受診率について

②本市においての検診率を上げる具体的な啓発活動について

③セルフチェックシートの配布のお考えについて

2 介護支援ボランティアポイント事業について

高齢者を地域で支えるため、以前にも「ボランティアポイント制度」を議会で提案されていますが、いまだ実施をされていません。介護予防の取組とともに、介護サービスの支え手の裾野を広げる面からも、今後大切な取組と認識しています。

改めてですが、介護支援ボランティアポイント事業とは、65歳以上の高齢者が介護支援ボランティアの活動を通じて、自らの介護予防や健康づくりを目的に、介護施設などでボランティア活動を行った場合に自治体から「ポイント」を付与するものです。たまったポイントは例えばコミュニティバスの回数券や地域での買い物の時に利用できたりする仕組みです。参加者本人の介護予防や介護給付金増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化につながるとしてこういった事業を実施する自治体も拡大しています。

また、地域の実情に合わせて、ボランティアの対象を40歳以上としたり、介護施設での活動以外にも市町のイベントのお手伝いなど工夫をされている自治体もあります。

厚生労働省も2021年3月にこの制度の導入・運用の手引きを作成し、取り組みを促しています。本市におきましては、生きがいを感じながらたくさんの人にボランティアとして様々な活動を支えていただいておりますが、次の世代の担い手も課題となります。本市としての導入へのお考えを再度お伺いいたします。

以上2点、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課長の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

本市における乳がん検診の受診率は、令和元年度は12.7%、令和2年度は7.8%、令和3年度は9.7%となっています。令和2年度についてはコロナ禍により受診控えがあり低下しましたが、翌年以降の受診率はやや回復しました。また、令和4年度からは検診対象を昨年実施と変更し、偶数月生まれの方を対象としていることから、受診率は10.0%となっています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

御答弁ありがとうございます。

受診率もコロナ禍ということもあって、かなり減少したということは、どこのほかの自治体でももちろんそうだと思いますけれども、今回質問をするきっかけとなったのが、コロナ禍において受診控えというか、受診して大丈夫かなという心配もあって、そういった御相談もあつたりとか、検診が2年に1回になったということもどうしてなったのかなということもよくお問合せをいただくことも多いんですけれども、何度も聞いて申し訳ないですけども、2年に一度というのは国の方針だと思うんですけれども、一度そのあたりももう一度説明をお願いしたいと思います。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に女性がん検診が2年に1回というふうになっているため、令和4年度から2年に1回とさせていただき、令和4年度については偶数月生まれの方を対象といたしました。

ただし、令和4年度は移行期間であるので、奇数月生まれの方でも令和3年度、前年度受診をされていない方も対象とさせていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

2年に1回になったのが心配ということもあってお問合せも多いかと思えますし、また、私も課長にいろいろ教えていただいて、こういった経緯で2年に1回になったんですよということはよく聞かれる方にはお答えはさせていただいていますし、また、もう1点、今回質問させていただききっかけとなったということが、実は健康診断で早期の乳がんが見つかったという方から御相談というか、お話を聞かせていただく機会があったんですけれども、見つかって数年前に手術もしたと。何年かたったので今こういった話ができるようになったということがその方のお話だったんですけれども、体の負担ももちろんなんですけれども、やっぱり精神的な負担も大きかったということで、まさか自分ががんになるなんてというのが正直な気持ちだったということで、相当、精神的にもダメージが大きかったというお話も聞かせていただきました。

たまたまお話を伺った方が私たちと同年代の方からのお話で、子育ても一段落をして、これから自分の時間を自分のために使っていこうというときに病気が分かったってということもおっしゃってましたので、今はすごく元気にされていますので、この方の場合はよかったですけれども、コロナ禍で本当に3年間という長い間でしたけれども、検診を控えてみえる方も多くいらっしゃると思うんですけれども、検診率を上げるためにも清須市としても様々な取組をされているというふうに認識しておりますけれども、啓発活動について具体的にお聞かせいただきたいと思いますので、②の質問のほうをよろしく願いいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

検診の案内は4月号広報に検診等に関する日程を掲載した成人保健事業日程表を折込み案内するとともに、ホームページ、キヨスマや市公式LINEなどで周知を行っております。

そのほか保育園、児童館などでのポスター掲示、ほかのがん検診申込み時での案内及びイベントなどでのチラシの配布を実施しています。

また、市内医療機関においても、医師からも検診のチラシを配布していただくなど、受診勧奨に努めております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。様々な手段を使って発信もありがとうございます。様々な発信の反応はいかがだったでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

特に、市公式LINEで発信をさせていただきますと、集団検診とか個別検診の申込みや実施日の期日が近づいたときなどにLINEで周知をしておりますが、お問合せの連絡が毎回入りまして、検診の御案内もそのときさせていただくということをしております。

広報などは読まれない方もいらっしゃいますが、市公式LINEにそういった方でも登録されている方もあると思いますので、幅広い年代層の方や大勢の方に周知ができて効果があるというふうに感じております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

その中でも最近では若い方の乳がんの発症率も増加傾向にあつて、定期的に本当は受診をしてもらいたいと思うんですけども、子育て中の若いお母さんなんかは一日あつという間に終わってしまう、また、自分のことは後回しになってしまうというお話もよくお聞きしますけれども、特にこういった若い方への啓発というのは、やはりSNS、キヨスマ等で発信をされていますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

公式LINEだけではなく、キヨスマは若い方々が御登録いただいておりますので、キヨスマのほうでも発信をさせていただきます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

若い方の受診というのは、課長の感じからいうと割と多いんでしょうか。受診率がなかなか上がらない点もあると思うんですけども、もし分かればお願いいたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

清須市におきましては、30代の乳がん検診というのもやらせていただいております、その方々も超音波検査を実施して受診をしているんですけども、令和4年度に関しましては159の方が受診をされて、その対象の人口でいきますと受診率は3.6%と低い値になっております。

ただ、これにつきましては、清須市の検診を受診された方の数になりますので、そのほか例えば職域のほうで検診を受けた方はこの数に入っておりませんので、実際にはそれよりも多くの方が受診をされているとは思いますが、今後もっと多くの方に受診をしていただけるように啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

本当に若い方に啓発していただけるとさらにいいかなと思いますし、先ほどの清須市のいろいろ検診を受けてくださいという啓発をしていただいている中でも、20歳のつどいのほうでも、市のほうから頂く記念品の中にも、たまたま今回、家族の中で20歳のつどいに出たものが娘でございましたので、清須市のほうからいただいた記念品の中にも検診を受けてくださいという啓発グッズも一緒に入っておりますので、また引き続き、これからお母さんになっていく世代の方にも、啓発の意味でも引き続き入れていただくようお願いしたいと思います。

それでは、③番の質問をお願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

本市においては、乳がん検診を初めて受診される方に対して自己検診法を掲載したチラシを配布し、その必要性についての説明を行うとともに、モデル人形を使用し、がんのしこりを直接触れて確認いただく体験などを実施しております。

次年度につきましては、受診率向上に向けて、あらゆる機会を捉え引き続き啓発を行うとともに、がん検診を受診する女性の方全員に自己検診法を掲載したチラシを配布してまいります。

入浴時に目につきやすく、浴室に貼るセルフチェックシートについては、ほかの自治体の導入状況や効果などを調査し、検討をしてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

検診のときにモデル人形を使ったりとか、チラシを配っていただいていることには大変ありがたいと思います。

今回質問させていただいた中のチェックシートというのが本当は皆様のお手元に1枚ずつあると一番分かりやすいんですけども、なかなか手に入らず、貴重な1枚になっているんですけども、これくらいの大きさのものでカラーになっているんですけども、お子さんが数字とか言葉をお風呂場で覚えるときに水につけて壁に貼ったりするような形の素材でできているものなので、お風呂ですぐ簡単に貼ったり剥がしたりできるものなんですけれども、こちらは隣の北名古屋市で実際に配ってみえるものを1枚分けていただいて今日お持ちしたんですけども、お話も様々伺ってきまして、乳がんの受診率等お聞きしたりもしてきたんですけども、やはり同じようにコロナ禍で減少をしていったということで、少しずつこういったものをお渡ししていく中で、増えてきた頃、コロナになってしまったという背景もあったそうですけれども、このセルフチェックシートに関しては、平成29年度から受診率向上のために乳がん検診を実際に受けにこられた方に1枚ずつ配付をしたり、また北名古屋の市内には個別の医療機関もございますので、そちら

でも希望される方に配付をされたりしているそうです。

また、若いお母さん向けには、お子さんの2歳児検診の虫歯の検診のときに、お子さんの検診と一緒にお母さんにもこういったチェックシートをお渡ししているそうで、北名古屋市のほうもある程度、皆様に配付が終了したため、今では配付は終了しているそうですけれども、さらに清須市には2年に一度の検診なんですけれども、北名古屋市におきまして、毎年検診を行っているということもありまして、検診を受ける機会が2年から毎年変わったので、受ける機会も増えているというのがありますので、今は配付していないそうですけれども、配付が終わってから3年ぐらいたつということなので、また、考えていきたいというようなことも担当の方はおっしゃっていました。あと、何か配ったことで問題がありますかということもお聞きしたんですけれども、大きな問題点はなかったんですけれども、ただ、お風呂に貼って、御家族が一緒に入ると男性の目も気になる、また年頃の方がいらっしゃる方は気になるというような点が気になるかなという感じでお話もされていまして、取ったり貼ったりができるので、御自分が使うときだけ貼ればいいのかなどというふうにも思いましたし、チラシだけだと自分でチェックする機会もなく、やっぱりお風呂場とか洗面所とかにあるとチェックがしやすいのかなということで、ぜひ、こういったシートを導入していただくと本当にありがたいなと思いますけれども、課長も同年代の女性だと思うんですけれども、率直に、このチェックシートについてはどのように思われますか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

チェックシートがお風呂に貼ってあることによって、お風呂に入るたびに目にする機会が増えるということで、やはりそういう機会を増やすことが自己検診法をやることにつながっていくと思いますので、他自治体の効果なども確認しながら検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。ぜひ、お願いしたいと思います。

また、さらに本市におきましては、がんを患った方への支援も大変手厚く感謝もしております。

がん患者アピアランスケア用品購入費の助成や、また若年がん在宅ターミナル支援など、ほかの自治体に先駆けての支援だと認識しております。

また、先ほども申し上げましたけれども、乳がんは唯一自分で発見できるがんでもありますので、女性の健康、また命を守る面からも、ぜひ、セルフチェックシートの導入を前向きに御検討いただいて、要望させていただき、次の大きな質問にお願いしたいと思います。

議長（野々部 享君）

最後に、2の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。2についてお答えいたします。

令和2年度において、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定時に実施した65歳以上の市民を対象に行った介護支援ボランティアポイント事業に関する意向調査では、ポイント制度があった場合のボランティア参加意向については「分からない」と回答された方が42.8%、「いいえ」が40.6%、「はい」が10.9%の結果であり、ポイント事業に関する関心度が低い結果でありました。昨年12月には、令和6年度を始期とする高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のための調査として、前回と同じ質問項目の調査を実施いたしました。

介護支援ボランティアポイント事業の実施については、今回のアンケート調査の結果を踏まえ、前回の調査結果との比較や国が示す導入運用手引、また他市の事業実施効果などを参考にしながら、本市における事業の必要性並びに事業実施方法などについて調査し、研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

御答弁ありがとうございます。

この質問は以前にも何度かさせていただいている質問ではありますがけれども、国も導入する自治体に対しては後押しをしている事業です。アンケートもしっかり取っていただいたりもしておりますけれども、なかなか周知されないところが大きなところかなと思うんですけれども、周知をしていくこととして何か考えられていることとかはございますでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川次長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

ボランティアについての周知ということでよろしかったでしょうか。

ボランティアにつきましては、社会福祉協議会のほうで周知のほうをいただいているところですが、現在、施設のボランティアにつきましては、施設のほうがコロナの状況によってボランティア活動に入っていただくということを制限している状態ですので、周知が進んでいない状況にはありますけれども、御質問があったりお問い合わせがあった方には周知のほうをしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

なかなか思うような形で周知できないというのは現状あるかと思うんですけれども、たくさんの方に知っていただくような方法をぜひ御検討いただければと思いますし、私のほうから、先進例として、最近、豊山町でお話も伺ってきましたので、御紹介させていただきたいと思うんですけれども、豊山町がボランティアポイント制度を行い始めて、平成30年から行っているということでお話を伺ってまいりました。コロナのこともありますので、すごく登録の方が減りましたということでしたけれども、現在25名の方が登録を行われてまして、女性の登録が断然多いということでありました。こういった事業内容を理解してもらうのが一番大変だったということで担当者の方もお話しされてましたけれども、アンケートを取ったり声かけをして、とにかく周知をしていったということでお聞きをしてきました。

既にボランティア活動を長年されている方で当然御理解いただけない方もいらっしゃいましたということで、グループに所属をしていない新しい方が登録をされることが多いということでお聞きしました。

豊山町は、キラリ元気パスポートというものを作られてまして、こちらでボランティアに参加したときにスタンプみたいなものを押してもらってポイントをためられるということで、先ほど課長のほうからもお話がありましたけれども、本来は介護施設で活動をするのが目的で、例えば、配食のお手伝いや一緒におしゃべりをしたりすることが活動の目的だったんですけれども、現在、活動ができないので、まちのイベントのお手伝いとか、例えば、敬老会の受け付けなんかをされ

ているということと介護予防の教室のお手伝いをしてもらっているそうです。

ポイントを利用されている方の反応というのは、やはり地域でお買い物をするときに利用されて、1ポイント100円とか、自治体によっても様々違いますけれども、年間5千円までというふうに上限も決められてまして、自分の介護予防にもなるので、楽しくためながら、また介護予防にもなるのでということでためておられるということで担当の方もお話をされていました。

清須市ではまだポイント事業は始まっていませんので、いこまいか体操の教室へ先日もお伺いしてきまして、準備に当たってみえた役員の方に、こういった制度というのはどうでしょうという話をさせていただいて、率直な意見を聞かせていただいたんですけれども、ポイントのためにボランティアではなかなかいかないですけども、そういうことはあってもいいかなど。

皆さん、スーパーでお買い物をするときにポイントカードを普通に出していくので、その感覚でためたら、気がついたらポイントがたまってたというような感じだといいなということもおっしゃってました。

この方は御家族がたまたま介護施設に入所されてる方だったんですけれども、介護施設で実費で払うもの、例えば、床屋さん代とか、マスク代とか、ちょっとしたものに何か足しになればありがたいというような、そういったところでポイントが使えるとうれしいなということも御意見としてありましたので、また参考にさせていただければと思います。

既に取り組をされている地域とか、また現場でボランティアをされている方の様々なお声を今お伝えしたんですけれども、このようなお話を聞かれて課長はいかがな感想を受けられましたか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課の古川です。

ボランティアポイント制度につきましては、高齢者がボランティア活動を実施することで御自身の介護予防につながるポイント制度というふうに考えておりますけれども、それ以外に介護予防事業に参加したりだとか、自分で健康づくりをしたときにポイントがつくなどの制度もございますので、そういった広いポイント制度等、他自治体の状況も承知しておりますので、そちらのほうも研究しながら今後考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

最後に、加藤部長にも、介護支援ボランティアポイント制度についての御意見をお伺いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

介護支援ボランティアポイント事業の実施につきましては、課長が答弁をさせていただきましたように、今回の高齢者福祉計画、介護保険事業計画のアンケート調査の制度の実施の判断の1つになるかと思っております。しかし、ポイント制度につきまして、市民の方がまだ十分に周知されているというふうには私どもは思っておりません。本市においてボランティアポイント制度事業を効果的な事業として実施するためには、仕組みづくりだったりとか付与するポイントの財源確保等、いろいろまだ課題があるかと思っております。

令和3年3月に厚生労働省が発行しておりますボランティアポイント制度の導入運用手引につきましては、先行事例や制度設計の考え方など、また留意点について記載をされているところも十分ありますので、そちらのほうを参考にさせていただくとともに、今後のボランティア制度の導入につきましては調査研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

高齢化社会も待たないだと思しますので、前回の答弁も調査研究だったと思うんですけれども、ぜひとも今回こういった機会をいただきましたので、また、さらに一歩でも進めれるように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、土本議員の質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(時に午前10時40分 休憩)

(時に午前10時55分 再開)

議長(野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 14番議員(林 真子君)登壇 >

14番議員(林 真子君)

議席番号14番、林 真子でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

私の質問は大きく2件です。

1件目は、パートナーシップ認定制度の導入についてでございます。

パートナーシップ・ファミリーシップ認定制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティーの方がパートナーシップにあることを自治体に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。また、未成年の家族についてはファミリーシップとして宣誓します。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、周囲の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、当事者の方が自分らしい生き方に寄り添うことを目的にしたものです。現在こうした制度を導入している自治体は250以上あり、人口カバー率では65%を超えており、交付件数は4千組を超えています。近隣では豊山町が昨年9月に導入し、既に3組の方が制度を利用されたということです。

私は、令和元年9月議会でLGBTへの支援策について質問させていただき、啓発のための講演会の開催、公共施設への「誰でもトイレ」の設置などを推進していただきました。この質問の際にも、パートナーシップ制度の導入、性の多様性を尊重する条例の制定についてお考えをお聞きしましたが、先進市区町村の動向を見ながら本市としての必要な取組について研究していくという御答弁でありました。現在、国の方でもLGBT理解増進法について法制化が進められようとしています。本市においても、ぜひパートナーシップ制度の導入を進めていただきたく、再度、

当局の見解をお聞きします。

2件目は、医療的ケア児への支援拡充についてでございます。

痰の吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な子どもとその家族を支援する「医療的ケア児支援法」が令和3年9月に施行されました。それを受け、本市においても様々な取組を進めていただき、現在も市立幼稚園へのケア児の受け入れ、ケア会議の開催や電話での相談体制の充実、コーディネーターの養成などの取組を行っていただいております。

私は令和3年9月議会の一般質問で、法施行を受けて本市での支援拡充について質問をさせていただきましたが、その中でも特にさらなる支援が必要な項目について、以下、見解をお聞かせください。

- ①園、学校における看護師配置の現状と課題
- ②主治医による指示書作成に係る費用助成について
- ③災害時における支援体制の構築について

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、浅野生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

生涯学習課長の浅野でございます。

1の御答弁をさせていただきます。

愛知県内の市町村においては、現在16市町がパートナーシップ制度を制定し、昨年末現在において65組が同制度を利用していると報告されています。特に今年度に新たに制定した市町が10市町あり、制度の関心が深まっていると認識しています。

パートナーシップ制度による証明書は法的な効力は生じませんが、公団住宅への入居、入院の付添いや手術の同意、生命保険の受取人の指定、携帯電話の家族割などでの恩恵を受けられることもあると聞いています。多様な生き方、家族の形、誰もが個人として尊重されるまちづくりに寄与し、思い悩んでおられる方々の後押しになる制度であることは間違いありません。現在、国においては同性婚の憲法解釈やLGBT理解増進法における議論が進められております。今後は愛知県の動向なども注視しながら、制度の在り方や導入方法等を研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今おっしゃられたように、国のほうでもこの質問の通告をさせていただいた後で非常に話題になってしまいまして、国のほうがいろいろ動いているわけですが、浅野課長のほうでは、国の動向というのはどのようになっていくというふうにお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

実際に今回訴訟が起こっている中で、大阪地方裁判所、東京地方裁判所、札幌地方裁判所が判決を出している件があります。その中で、婚姻制度と別の制度が必要であるような判決が出ているところもあります。実際に国のほうでそういった制度のほうになっていただいて、男女婚と同じような制度になっていければいいかなと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

今おっしゃっていただいたわけですが、国のほうでこれが理解増進法の一番先に進んでいるのかなと思うんですけども、この件についてはいろんな御意見がありまして、例えば、理解の増進という方向に行ってしまうと、逆に、これを聞いて自治体で条例の制定ですとか、今のパートナーシップ制度の取組が遅れるんじゃないかということ懸念されているような声もあるんですね。私も国の動きが出てくると、どうしても国とか県とかを見ながらという御答弁が出てくるのは当然であると思うんですが、私は国が取り組んでいくと同時に、地方というか自治体でしかできないこと、自治体ができることがありますので、それがこのパートナーシップ制度だと思いますので、今、研究されるとおっしゃいましたけれども、例えば、愛知県とか、または近隣自治体でもっともっと増えてきたらすぐできるように準備をしっかりと整えておいていただいて、この制度をぜひ清須市としてやっていただきたいなと思っております。

私も豊山町のほうにお話を聞きに伺ったんですけども、担当の方も非常に熱心で、喜んでおられまして、特に、なぜそんなに喜ばれているかといいますと、3組も申請に来られて、特に最

初の申請に来られた方が新聞に取り上げられて、ぜひ載せてくださいと申請に来られた方がおっしゃって、そういう当事者の方の喜びの声というのがものすごく反響がよかったということでおっしゃっておいりましたので、清須市においても市のイメージアップに非常につながると思いますし、この制度をつくっていくことについて、特に私はデメリットというものはほとんどないと思っておりますし、国のほうでは生活が変わるとか、そんなようなこともあったんですけど、全くこれは逆で、私たちの生活は何も変わらず、今、困っている方が助かっていくという制度ですので、ぜひ積極的に導入について今後も御検討をお願いしたいと思います。

この間ですね、私も質問させていただいて、市のほうでいろいろ取組をされているんですけども、この講演会、それからトイレの設置、計画にのっとってそのほかに何か進めておられることがあったら教えてください。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

生涯学習課長の浅野でございます。

まず、施設のトイレにつきましては、春日公民館を改修しておりまして、多目的トイレとしております。

他の施設につきましても、トイレの改修のときに多目的トイレ、誰でもトイレという形でできるように改修をしております。

今年度、男女共同参画プランが令和4年3月に策定しておりまして、各課において6つの基本施策に従って行っております。

例としましては、昨年10月に男性学の視点から男女共に生きやすい社会を考えると題した講演会を開催しておりまして、そのときに男女共同参画の笑みの会の方々が男性とか女性とかの役割分担についてのアンケートをさせていただいたということがございます。

それと、今年度からですけれども、学校のほうにおきまして男女混合の名簿を導入させていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

いろいろ熱心に取り組んでいただいております。感謝する次第ですけれども、豊山町の方がおっしゃっておいりましたけれども、パートナーシップ制度を導入するに当たって職員の皆さんに対して当事者の方に来ていただいて、しっかりと研修をされたということですので、やはり当事者の方のお話を聞く機会というもの、そして職員の方の意識を変えていく、まず大事だと思いますので、そうした取組もお願いをしたいと思います。

最後に、私、以前もLGBTの質問をさせていただいて、今回もさせていただいたというのは理由がありまして、私は非常に親しい友人がおりました。過去形というのは、この方は亡くなったんですけれども、この方と知り合っているんな人生の話聞く中で、本当に壮絶な体験をされていて、御家族が多い方だったんですけれども、本当に縁が切れてしまって、最後は一人で亡くられました。最後は、認知症がかなりひどくなってんですけれども、市の高齢福祉課の皆さんとか包括の皆さんに見守っていただきながら一人で亡くられました。

コロナ禍ということもあってお見舞いは行けなかったんですけれども、最後に、御遺体に面会したときにすごく感動しまして、なぜ感動したかという、この方は見た目は男性なんですけれども、心はしっかり女性でした。その方がピンクのかわいいパジャマで棺の中にいらっしたんです。女性として最後を迎えられたなど。施設の方の配慮とか、こうしたことがすごく大事だなど思いましたので、そうしたこともあってまた質問させていただきましたので、少しでも当事者の方に喜んでいただいて、心が軽くなってという制度ですので、ぜひ導入していただきますように重ねてお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

2の①の質問についてお答えいたします。

現在1名の医療的ケア児を受け入れています。看護師の募集等を行っても見つからず、配置ができていない状況です。そのため、医療行為が必要な場合は保護者に対応をお願いしております。一刻も早く看護師が配置できるよう努めてまいります。

課題といたしましては、対応可能な看護師を見つけることが非常に困難であるため、必要など

きに看護師を迅速に配置できるようにすることだと考えております。今後も医療的ケア児が安全に学校等における生活が送れるような手当を考えてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

大変御苦勞をされながら募集を行っていらっしゃるとお聞きしておりますけれども、今現在は、幼稚園に1名ということで看護師も1名でいいわけですが、これから対象のお子様たちが増えてきた場合、何人も看護師が必要になってくることも考えられるわけですが、まず、看護師の確保のために何か方策、例えば、採用条件の見直しとか、そういったことはお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今のところ採用条件等は考えておりませんが、とにかくいろいろな知り合いの方だとかを広くお話をさせていただいて、頑張ってみつけたいというようなことで頑張っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

今まではつてという大変ですが、関係のある方をお願いできてきたということが過去にもあったと思うんですが、こうした方にお話をお聞きしたときに、そういう場当たり的なことでは私は考え方が違うと思う。なので、今回はお断りすると、こういう方がいらっしゃいました。

いろいろ他自治体の取組を調べまして、なかなか調べるのは難しかったですけれども、分かったことが、訪問看護ステーションというところがありまして、ここから訪問看護師が入るという対応をしているところが、ざっと調べたところですが、みよし、大治、豊田、長久手、日進、幸田、名古屋市の一部、それから豊明が来年度から考えているということです。訪問看護ステーションから訪問看護師が学校とか園に入ってもらって対応するという方式になります。

その他の自治体ですと、例えば、一宮市ですと、教育委員会が雇用した看護師が複数の学校を担当したり、あとはお子さん1人に1人の看護師、あるいは介護士をつけているような自治体もあるようです。そうした中で、看護師もやはり重度の障がいのお子さんなどのケアの経験がないと大変な場合もあるということで、確保はやはりどこの自治体も大変苦慮されているということでした。

こうした中で、みよし市の例が出ましたので紹介させていただきますと、園とか学校で訪問介護を利用した場合に、費用の一部を助成するという制度があります。いずれにしましても、こうした訪問看護が利用できる体制を整えるということも1つの選択肢なのではないかなと思っております。

そうした折に、みよし市ですけれども、福祉部が窓口となっています。本市においても、保育園、こども園、幼稚園、小中学校といろいろなところに配置が今後必要となってくる可能性があります。今回は幼稚園の問題ですので、学校教育課にお答えをずっといただいているわけですが、これは教育委員会だけではなくて、当然、福祉部局と連携が必要となってくると思います。そこで福祉部長に、看護師の配置についての見解をお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員が言われましたような医療ケア児を保育所等で受入れするにしまして、看護師の配置はもちろんですけど、受入れする保育園においても、保育士が園児の健康状態であったりとか主治医との連携、様々な関係機関との連携が必要になるかと思っております。

令和2年12月に行われました医療的ケア児に対するアンケート結果というものがあるんですが、そのところで、保育所等における医療的ケア児受入方策に関する調査研究報告書というものがあるんですが、そちらで一番の課題となったものに関しましては、今、議員が言われましたように、医療的ケアを実施する看護師の確保が困難であるということが一番でした。喀痰吸引等の研修を受けた保育士を受入れすることもあるかと思っておりますので、そういう確保ができないとか、医療的ケア児を受入れさせていただくに当たりまして、施設の整備や対応ができていないなどの回答があるということをお伺いしております。

また、看護師の配置につきましては、施設において看護師を配置しているところもあるかと思

いますが、議員が言われたように、外部の地域の訪問介護事業所と連携して介護士を配置している自治体もあるということも聞いております。

看護師の勤務形態といたしまして、利用時間のみ常駐している。あとは必要に応じて呼出しをしているなど等、自治体によって医療的ケア児を受入れをしている様々な結果ということでした。本市においても保育所等で受入れをする場合、同様の課題があることから、保育所等にも医療的ケア児を受け入れるに当たり、必要の基本的な考え方とか留意事項を事前に定めていくことが必要であると思っております。そのところで国が策定いたしました保育所での医療的ケア児の受入れに関するガイドラインというものがありますので、そのガイドラインは具体的な対応方法とか事例とか掲載されておりますので、今後の医療的ケア児の保育所等の受入れの参考とさせていただきながら、保育所等の医療的ケア児の受入体制の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

詳しく御説明いただきましてありがとうございます。

今、国のほうのガイドラインというお話がありましたけれども、市町でもガイドラインをつくってやっつけていってらっしゃいますので、今後はそちらのほうもしっかりとつくっていただいて、看護師が配置できないから受け入れられないとなると本末転倒になってしまいますので、そういうことがないように、今後も他市町の取組などをしっかりと見ていただきながら、当事者御家族の方の御要望にお応えできるように重ねてお願いを申し上げます。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

②の質問についてお答えいたします。

主治医指示書とは、児童生徒が学校等で医療的ケアを受ける際の注意点や指示を主治医が医療的ケアを行う看護師に伝えるためのものです。本市におきましては、清須市立小中学校医療的ケ

ア実施要綱第7条第1項第1号に基づき、医療的ケアの実施の決定を受けた保護者に主治医指示書や看護師等に対する主治医の指導等に係る費用を負担していただいている状況でございます。その費用の助成につきましては近隣市町でも行っていない状況であり、本市としましても考えてはおりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

今まさしくおっしゃられたように、他市町でもこれが行われていないということで、なかなかこれは厳しいということは存じ上げております。ですが、この件が当事者の御家族からの御意見というか要望が非常に多いことです。これは保険が適用されていけば一番よいのかなと思っておりますけれども、いずれにしましても、今後もしっかり担当の機関で連携を取っていただきまして、こうした当事者の方の相談体制を充実していただくようお願いをいたしまして、この件は以上とさせていただきます。

次、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、2の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

2の③の質問に対してお答えいたします。

災害時における支援の取組は、在宅で生活されている高齢者や障がい者等のうち災害発生時の避難に支援が必要な方で、かつ避難行動要支援者名簿の掲載を希望される方については、消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町内会へ氏名・住所等を情報提供しております。

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難を支援するものや避難先までの経路を記載した個別避難計画の作成が求められ、本市においても福祉部局や危機管理課など避難に関する部局と連携し、作成に向けて取り組んでまいります。

医療的ケア児の支援についても避難行動要支援者名簿の作成・更新、避難支援関係者への情報提供、個別避難計画を作成するとともに、関係部局、福祉事業者等と連携を図り、住民同士の助

け合いを促し、地域での防災力の向上を図るなど、災害時における支援体制の構築が必要と考えます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

災害時、いざというときの不安ということも訴えられる当事者の方々が多いので、こうした質問をさせていただいたんですけども、現在、本市において医療的ケア児として把握されているのは何人ぐらいで、どのような状況の方々でしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

医療的ケア児として把握しているのは、20名弱でございます。その方々の状況につきましては、人工呼吸器が必要な方、経管栄養を行う必要がある方、日常的に医療的ケアが必要な状況であるということは認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

先ほどもお話がありましたけれども、今おっしゃった方々の中で支援者名簿への登録の方は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

令和4年4月時点になりますが、8名の方が登録をされてみえます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ぜひ、この8人の方についても、本当に最優先で策定していただきたいなと思っておりますけれども、今後、個別支援計画を作成されるんですけれども、具体的に関係部局間、事業者、また住民の方と連携をされていくということなんですけれども、具体的にはどのように進めていかれるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

避難に関する部局による会議を設けておまして、個別避難計画作成の優先度、作成していく上での問題に対して解決に向けた協議をしてみたいと考えております。

また、御自身で個別避難計画を作成することが困難な方につきましては、介護保険のケアマネジャー、障がいサービスの相談支援専門員などの福祉職の方、町内会や自主防災会の方々にも避難支援者の確保について協力を得ながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

この計画の策定につきましては予算もつきまして、今後いよいよ進めていかれるのかなと思っております。

そうした中で、大治町のケースを御紹介したいんですけれども、大治町では防災官、そして消防の関係者、また担当部局の方が、この名簿に載っていらっしゃって個別の計画を希望されている方の自宅を訪問して避難計画を立てたというようにお聞きしましたけれども、私も、今後はこういった方々の自宅での生活ぶりを見ない限り、具体的にどうしていったらいいのかというのがなかなか説明だけでは見えないと思いますので、希望があればですけども、福祉部局の方と危機管理のところの方もぜひ一緒に訪問していただいて、この計画を立てていただきたいなと思っておりますけれども、丹羽部長にお聞きしたいと思います。こうした計画の立て方はいかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

災害時におきまして医療的ケア児の方たちにつきましては、まず避難方法の個別性が高いと思うんですね。そして、また持ち出しも多いということで、避難には平常時からの準備が大事だと思います。また、訓練も必要だと思います。いわゆる自助ですね。そして、関係機関といいますとかかりつけの医者だとか、あるいは施設、そして地域の支援者、先ほど来から申し上げています民生委員の方とか地元の方、また、いろいろな方たちとの支援の協力も必要だと思います。いわゆる公助だと思います。そして、もちろんのこと行政、公助という三位一体となった連携が必要だと思います。

今回、来年度から策定すると言っております個別避難計画というのは、それらを総合的にまとめたものを策定するものでございます。したがって、危機管理課としましては、防災官という防災に関してすごく長けた方もおりますので、希望があれば喜んで訪問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

力強いお言葉をいただきましたので、やはり御家族の方はこうした専門の方が見に来てくれたということがすごく安心をされて、しかもそのときにいろんな会話の中で、こんな大変なものを置いてみえるんですねとか、こんな大変な暮らしをされているんですねという会話の中で非常に安心感を得られたとおっしゃってございましたので、防災監も素晴らしい方がいらっしゃいますし、福祉部局の保健師さんとか、そういう方と一緒にいろんな視点で見ていただいて、最適な避難計画を立てられるように、ぜひお願いしたいと思います。

最後に市長にお聞きしたいんですけども、市長は昨年も医療的ケア児の御家族の方と直接お話をさせていただく場面がありまして、非常に皆さん喜ばれて感動したんですけども、今の一連の医療的ケア児の方への看護師の件、それから避難の件お聞きになられて、もし何か御見解がありましたらお聞かせください。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

去年の何月だったか忘れたんですけども、直接、医療的ケア児の方と保護者の方と懇談をさせていただきました。本当に大変だなというふうに思いましたし、一方で、意外と保護者の方と御本人は元気に明るくしてみえたなという感じは思ったんですけども、恐らくそれは気丈に対応されてみえたのかなというふうに思いました。

医療的ケア児の対応につきまして、先ほどの西枇杷島幼稚園の受入れにつきましても決定をさせていただきましたし、もちろん最大の懸案である看護師の採用については、担当のほうには、どんな形でもいいので何とか早く見つけてほしいということは伝えてあります。本当に大変だなというふうには感じておりまして、しっかりと寄り添えるような対応を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

大変ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（野々部 享君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、浅妻議員の質問を受けます。

浅妻議員。

< 2番議員（浅妻 奈々子君）登壇 >

2番議員（浅妻 奈々子君）

議席番号2番、浅妻奈々子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問いたします。

私からの質問は、大きく2点ございます。

1点目、内・外水氾濫とポンプ場の運転停止について。

近年では毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、大きな被害が発生しています。東海豪雨を経験している本市において、特に水害に対する備え・抑止は重要です。東海豪雨で被害を受けた後、愛知県の激特事業により堤防の強化や河川掘削などが行われ、本市でも雨水を川へ排水する機能向上に向け、ポンプ場の整備、改修や下水道の整備を進めたり、雨水を貯水できるよう貯

留施設の整備を行ってきました。

また、新川堤防決壊の被害を受けた経験から、堤防の決壊を防ぐため、河川水位が一定の基準を超えた場合、排水ポンプ場の運転を停止するという「新川流域の排水調整ルール」を2001年に確立しています。ただし、ポンプ運転が停止されれば道路の雨水は河川に排水できなくなるため、内水氾濫が発生する可能性が高まり、危険と隣合わせになります。しかし、地域の様子も移り変わり、住民の方がそのことを知らないケースが増えております。

そこで、内・外水氾濫とポンプ場の運転停止との関係について伺います。

①市内で局地的な大雨が降ることにより、内水氾濫を起こす可能性があると思いますが、新川の隣接地である阿原、助七、寺野、西田中及び朝日地区周辺は、どのような浸水想定となっておりますか。

②また、継続して雨が降り続き、河川の水位が上昇してきますと次に外水氾濫が心配になります。新川流域には水場川ポンプ場や助七ポンプ場などがありますが、河川の著しい水位上昇が起きた場合にはどのような排水調整がなされるのですか。

③新川流域の排水調整について、その基準や影響などを住民の方に周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、実施する場合にはどのような方法で周知されますか。

大きな2番に移ります。

農業生産と伝統野菜について

本市には昔から農業が盛んな地域があり、現在、市特産野菜には「宮重大根」、「だいこんきよす」、「土田かぼちゃ」、「西牧にんじん」、「ホウレンソウ」等があります。中でも伝統野菜の「土田かぼちゃ」や「宮重大根」は度々メディアでも登場し、本市の知名度向上に貢献しています。これらの清須産野菜の保存・継承については、地産地消や郷土愛の育みなど食育の面において非常に大切だと思います。しかし、現場からは、肥料や農業資材の価格高騰、担い手の減少や高齢化の問題など、将来に対する不安の声も聞こえております。そこで、2023年度の本市農業生産における伝統野菜について伺います。

①宮重大根は、本市農業生産振興策により多くの方が生産されていると思いますが、耕作面積と生産量は増加していますか。

②土田かぼちゃの生産量・販売数等の実績について

③今後の地場野菜の販売施策について

④産業課より、市民の方に清須産野菜を使用した料理教室、園児へのサツマイモ収穫体験塾等

開催されております。このような取組の2023年度の計画について

⑤担い手不足や農業従事者への負担軽減のために取られている施策について

以上、御答弁お願いいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

①の質問についてお答えいたします。

想定最大規模降雨により、下水道などの排水能力を超えた場合の浸水を想定した清須市内水ハザードマップでは、阿原、助七から西田中、朝日地区にかけて15cm未満から多いところで50cmから1m未満の浸水、また寺野地区につきましては、15cmから30cm未満から多いところで50cmから1m未満の浸水が想定されています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

分かりました。

今、内水ハザードマップという言葉が出たんですけれども、どのような形で配られておりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

令和5年3月号広報と一緒に全戸配布をするということで今、進めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

3月号の広報に挟み込まれるということでお伺いしましたけれども、昨日ちょうど私の自宅に

も届きまして拝見させていただきました。

今回この内水ハザードマップを作成されたことは大変よい取組だと思っております。

内水氾濫ハザードマップの想定では、時間雨量147ミリということでしたが、本市では平成28年9月に急激な豪雨によりアンダーパスでの事故が起こっております。そのときの時間雨量はどのくらいだったのでしょうか。

議長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

清洲の田中町の古川アンダーパスでの事故だというふうに思いますが、この事故では平成28年9月20日午後6時30分頃に発生をしましたが、このときの時間雨量は19ミリでございました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

局地的な雨が降った場合には19ミリ、20ミリ程度でも警戒が必要だということが分かりました。

それでは、2番の質問お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

②の質問についてお答えをします。

新川におきましては、大雨などにより水場川観測所の水位が5.2mに到達し、さらに上昇するおそれがある場合は、堤防の越水や破堤を防ぐため、新川流域排水調整のルールに従い、水場川ポンプ場や助七ポンプ場なども含めた新川上流域の排水ポンプの運転を停止します。

また、水位が5mを下回り、今後も下がっていく見通しの場合には、排水ポンプの運転を再開します。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

基準について理解いたしました。

東海豪雨の際は、新川左岸、西区のあし原町で堤防が決壊しました。このときはポンプ場が停止されていたと思います。東海豪雨後にルールができたことは承知しておりますが、このときは伺った基準値5.2mに達していたのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

東海豪雨に堤防の決壊は平成12年9月12日午前3時30分に発生をいたしました。11日の午後7時40分には5.2mを超えておりました。その後、水位状況が続きまして、堤防決壊の可能性が非常に高くなったため、愛知県の要請を受け、12日の午前2時35分に排水ポンプの運転を停止いたしました。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

当時の状況については理解いたしました。

水位が下回った場合は排水ポンプの運転を再開、東海豪雨時のように下がらない場合はポンプの運転が停止されたままとなり、多くの水が市内に流れ込むことになるとと思いますが、その場合のハザードマップというものは存在するのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

排水ポンプを停止させる状況になりますと、河川の水位が停止基準水位を超えてさらに上昇し、越水や決壊となることが想定をされます。このような場合には洪水ハザードマップを御活用ください。それに対して内水氾濫は洪水と比べまして浸水被害の頻度が高く、発生までのリードタイ

ムが短い、また河川から離れた地区でも被害が発生するといった特徴があり、河川の水位がまだ上がり切っていない早い段階で起こることがございます。

内水ハザードマップはこのような内水のリスクをお伝えするため、洪水や高潮による氾濫等は考慮せず作成をしております。よって、河川の越水や決壊を想定した洪水ハザードマップと河川の水位がまだ上がり切っていない早い段階での内水氾濫を想定した内水ハザードマップは、状況に応じて御活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

その都度それぞれ案内、情報の提供というものは思うんですけども、市民の方々が状況に応じた想定をしていただく、そういった情報を理解しておく必要があるということで理解をいたしました。

新川流域排水調整には人的被害や経済的な被害を軽減する目的があり、非常に重要な役割であると思いますが、こちらの訓練などはされているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

昨年の11月16日に清須市役所にて本市と愛知県の合同による新川流域排水調整実施訓練を行いました。訓練は五条川右岸が破堤するシナリオの下、新川流域排水調整要綱に基づきまして、河川水位情報通知の確認や排水域調整状況の報告、ポンプ場の操作確認などを行いました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

基準や万が一に備えて訓練されていることを理解いたしましたが、こちらの基準や起こり得ることを住民の方に知らせる必要があると感じております。

3番の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

③の質問についてお答えをいたします。

新川流域の排水調整に関する基準等の住民への周知につきましては、令和2年度に全戸配布しました清須市水害対応ガイドブックや市ホームページにおいて、新川流域排水調整について掲載し、周知を行っています。さらには、地域の自主防災訓練や出前講座などにおいて、職員が市民の皆さんに直接説明をしています。今後も引き続き、ガイドブックの説明を通じてお知らせするとともに、広報清須などでも周知を行ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ぜひ、広く周知をお願いしたいと思いますけれども、現在の市のホームページやハザードマップでの案内を見ますと、ポンプ場が停止する場合があるとの記載はありますが、その後どういう状況になるのかという詳細が不足しているように思います。地域の方々にお話を伺うと、特に東海豪雨後、東海豪雨を経験していない新たに清須に来られた若い世代の方々は、ポンプ場があるから安心というふうに考え、ポンプ場が停止する可能性があることをほとんど知りません。今後も引き続き周知を行っていただけるとのことですが、具体的にいつどのように周知を行うのかお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

広報清須の令和5年6月号におきまして、市民の皆さんに新川流域排水調整について周知をしますとともに、気象情報や避難情報の発令状況に注視をしていただきまして、早めの避難行動を取っていただくよう呼びかけたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

早速6月号で周知していただけるということで期待をしております。

まだまだ新川流域排水調整について御存じない方が多くいらっしゃいますので、個々での周知とともに、毎年定期的に地域の方にお話しする機会を確実につくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、最後に副市長にお伺いいたします。

住民の安全のために、予測される危険に関し、正しい情報提供が必要だと思えます。副市長自身も東海豪雨を経験されていると思いますが、どのように市が対応すべきとお考えでしょうか。

議 長（野々部 享君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

私も含め、多くの職員が東海豪雨を経験しと思うんですけれども、本当に気の毒だなと思う職員が、私の先輩も含めて多々いました。そんなことを思うと、今、危機管理課長が申したように、本当に住民の皆さんも水害に遭った方は大変な思いをされとるんだなということを含めて話をさせていただきますと、あらゆる手段を使って市民の方になるべく多くの情報、危険だよという情報を的確なところでポイントを当ててお伝えしなくちゃいかなというところを考えております。

実際に水害なんかですと、その災害に接した場合に、それまでの時間というのが結構あると思えます。ですので、その前の時間のときにある程度ハザードマップを利用したりだとか、危険情報が今どの時点にあるのかということを理解してもらえるような工夫を広報で伝えていきたいなというふうに考えています。そうすることで、今この状況なんだな、このぐらいの危険度だったら今のうちに避難をすれば安全に避難できるんだなというようなところを市民の方にはやっていただきたい。安全なうちに避難が完了ができるというようなことを考えていますので、そうした理想を含めて広報だとか周知を行っていききたいというふうに思っています。

ハザードマップを参考に、市民の皆さんそれぞれがタイムライン、時間ごとにあと何分したらどうなんだ。それに間に合うように避難を完了できるんだというようなことも含めた啓発をやっていたらなというふうに考えています。

今、水害の話だけなんですけれども、今、地震もいつ起きるか分からないなんて言われてて、地震のほうがもっと怖いので、いつそうなるかというのは全く分からない状況です。ですので、地震なんかのためですと耐震化、それはおのおの各家庭の耐震化ということになるので話が非常に複雑、家屋のインフラ補給をしてもらわないかんなんていう話も必要になってくるんですけれども、今、住んでいるお宅の中でどこが一番揺れに強いんだとか、そんなことも含めて市民の方が少しずつ考えていってくると被害も最小限で収まるんじゃないのかなと。

インフラについては、市長をはじめ、こういうことを必ずやってきますというところも含めて進めていきたいと思っていますので、市民の方の御協力があって災害対策ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今、地震のお話も出ましたけれども、水害に関しては本市ではこれまで進めてきた治水事業に加え、避難所開設時に快適な生活環境を提供できるよう、全小中学校の体育館へのエアコン設置も完了し、また次年度予算にも上がっております防災センターの整備も進むと伺っています。ハード面でも、より安心安全な環境を市民の方に提供するとともに、今、副市長がおっしゃっていただいたような情報提供であったり、市民の皆さんの意識も高めていただき、これまで以上に災害に強いまちづくりを期待いたします。

ありがとうございました。

続いて、大きな2番、移ってください。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

①について答弁させていただきます。

愛知の伝統野菜にも選定されています宮重大根を後世にも継承していくため、耕作されています純種子保存会につきましては、現在15名の会員が在籍し、うち10名が生産をされています。

令和2年度のデータになりますが、会員数20名のうち栽培者数12名の耕作面積につきまし

ては、9千㎡で約5千700本の出荷本数でしたが、現在は会員数、栽培者数ともに減少し、6千800㎡で、出荷本数は4千700本となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

宮重大根の状況については理解いたしました。

土田かぼちゃは様々なメディアで取り上げられておりますが、こちらの生産量、販売数等の実績はいかがでしょうか。2の質問ですね、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

②について答弁させていただきます。

土田かぼちゃにつきましては、主に農業委員や特産物振興委員会委員を努めていただいております農業従事者や体験塾講師、体験塾の卒業生によりますボランティア団体、農業体験塾で栽培しております。

令和2年度の実績におきましては496個、重さに換算しまして1千140kgを収穫し、456kgを販売、1万2千400円の売上でございました。

今年度につきましては1千158個、収穫量としましては約2kgを販売し、7万180円の売上がございました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

今伺いますと、令和2年度では収穫高の4割程度の販売数であったものが今年度には7割5分程度販売につながったということで、収穫高、実績ともに上がっていることが分かりました。

土田かぼちゃは、アイスやレトルトカレー、お菓子、粕漬け等の加工商品の開発もされてきましたが、こちらの今後の取組について伺います。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

土田かぼちゃにつきましては、従来、給食での提供や市内飲食店への安価で販売をしまして、デザートや菓子製造などで活用してきましたが、ペースト加工を行い冷凍保存をすることで、通年にわたりましてアイスなどの製造原料として活用が可能となりました。

それに加えまして、今年度につきましては、青果卸事業者店頭野菜として売込みを図り、農家生産者にレシピをつけるなどの協力をいただきまして、大手スーパーでまとまった数の販売に成功しました。

来年度以降につきましては、土田かぼちゃについて大手スーパーでの野菜そのものの販売を第1に販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

野菜そのものの販売に力を入れていかれるということで、まとまった数での流通が見込まれることは農家の収入を確保する大切な施策だと思いますので、ぜひ進めてください。

また、保存がきくペーストについて、さらに品質を求める声もこちらに届いております。実際に加工品を手がける方々のお声を聞いていただいて、ペースト自体の品質向上というところもよろしく願いいたします。

こちらは要望のみで、答弁は結構でございます。

3番の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の③の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

③について答弁させていただきます。

地産野菜の販売につきましては多くが小規模農家であるため、西春日井農協を通じて出荷されていると認識していますが、全ての農産物が販売で流通されておらず、農協を通じて、地産野菜として春日地区のアグリマルシェでの販売についてもわずかですが手数料がかかり、高い収益にはつながっていないというふうには伺っています。

そのことから、一昨年より、土器野地区の買い物弱者の対策の一助となるよう飴茶庵にて農業体験塾で収穫しました野菜の販売を行い、さらに昨年夏にリニューアルを行いました清洲ふるさとのやかたにおきましては、地産地消の推進を図るため、農協への出荷で、栽培記録など必要な手続をされている方に観光協会の個人会員の加入を条件に、手数料を取らずに委託販売を行っております。

この事業については、農家の皆さんに収穫した野菜で収益を実感していただくことはもちろんですが、清洲城来場者やウォーキングなどで清洲ふるさとのやかたに立ち寄られる市民の皆様にも好評をいただきまして、今後も農家の皆様に協力をいただき、安価で新鮮な地産野菜の提供を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

やはり農家は労力以上になかなか対価が得られないということで苦勞されている部分が多いと思いますので、今後も農家、購入者両方に喜んでいただける施策を進めてください。

それでは、4番の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の④の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

④について答弁させていただきます。

ボランティアグループの協力によります地産地消料理教室をはじめ、春日小学校での宮重大根の栽培や保育園児のサツマイモの苗植えや収穫体験など、今年度と同様、継続して行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

全て継続して行っていただくということで理解いたしました。

5番の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

最後に、2の⑤の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

⑤について答弁させていただきます。

議員からの質問にありましたとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足は深刻であります。本市伝統野菜の栽培も同様に危機的状況にあると認識しています。

先に答弁しました野菜の販路拡大や加工品などによる高付加価値化はもちろんですが、重労働が多い農作業の負担軽減のため、今年度から伝統野菜栽培や食育推進事業に協力をいただく農家に限りまして、公募をいただいた一般市民の任意の参加によります食育サポーター制度を活用した一次的な作業サポート事業を行ってまいりました。

現在、家族が6組、個人が12名、子どもを含む31名の登録をいただき、年間19回の作業日によりまして、土田かぼちゃや宮重大根収穫や夏野菜の残処理、雑草取りなどの作業をお手伝いいただきました。農業を学ぶ大学生や幼児、小学生の子どもも参加し、支援される農家を含め、大変好評をいただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

私のもとにも体験された方、手伝ってもらった農家の方、両方からのお声が届いており、両者ともに大変喜んでおりました。

清須産野菜のブランド化、手に取りやすい商品開発で価値を高めていただく。そして、体験を通じて多くの方に愛着を持っていただくことが好循環を生むと思います。

体験につきましては、担い手不足の一助になるだけでなく、子どもたちなど、地域の方を巻き込むことで郷土愛の育み、食育の大きな役割を果たすと考えます。

担い手不足というところでは非常に地道な活動になると思いますけれども、引き続き、この体験を通じて巻き込んでいくということに力を入れていただければと思います。

私からの質問は以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。

13時20分から会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

再開は13時20分です。よろしくお願いいたします。

(時に午前11時55分 休憩)

(時に午後 1時20分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡議員の質問を受けます。

松岡議員。

< 5番議員 (松岡 繁知君) 登壇 >

5番議員 (松岡 繁知君)

議席5番、清政会、松岡繁知でございます。

議長のお許しを受けましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からの質問は、今後の観光交流、そして地域交流についてです。

現在、コロナ感染症の取扱いが見直しをされるとともに、観光者、インバウンドによる人流は増加しております。愛知県でも、2022年ジブリパーク開園により観光者が増加しており、今後も2023年秋ごろにジブリパークのエリア拡大、2026年アジア競技大会の開催予定、そして2027年リニア中央新幹線開業予定など、本市がある愛知県には国内外から注目が集まり、今後の観光においては交流人口増加への期待が高まっています。

また、本市においても大河ドラマ「どうする家康」の舞台となり、清洲城やご当地グルメなどが紹介され、本市への観光者の増加も期待されております。

観光は幅広い雇用創出と経済効果が期待できることから、経済活性化策として重視されています。観光など市外からの人を呼び込み、地域活性化を図るためには、観光関係者のみならず地域住民も含めた幅広い関係者が連携し、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある地域づくりの環境整備をしていくことが不可欠だと感じております。

また、訪れてもらうだけでなく、暮らしたいを目指し、魅力ある地域づくりを観光の切り口から取り組むことにより、本市を知ってもらい、実際に訪れ、暮らしてみたい、暮らしたいにつながることで人口増加等に寄与するものと期待しております。

また、本市には4大まつりに始まる様々なイベントがあり、コロナ禍でイベントの在り方が多

様化している中、デジタルやスポーツを融合させたイベントの創出により、若い世代の参加や新たな地域のつながりも期待され、地域連携につながっていくと感じております。

そこで、今後の観光交流、地域交流の増加に対するお考えをお伺いします。

- ①今後の観光者増加に向けた準備や取組について
- ②雇用創出に向けた取組と経済効果への期待
- ③新たな地域連携・交流創出に向けた取組について
- ④観光交流や地域交流を促進するためのハード面での取組みについてです。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

①について答弁させていただきます。

コロナ感染第8波のピークアウトや外国からの渡航者規制の緩和、全国旅行支援の実施や感染法上の位置づけ引下げ等により観光客増加への期待が一気に高まっております。本市でも今後の国が定める対策の指針を注視しながら、インバウンドを含めた観光客受入体制の再構築が必要と考えます。

既にインバウンド需要の回復に向け、民間旅行事業者の外国人向け甲冑試着体験を組み入れたコース設定に対応するなど、準備を進めております。

さらに、土日・祝日のおもてなしについても、感染状況や国の指針を見極めながら再開を図ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今の答弁の中でインバウンド事業に向けた甲冑試着体験との答弁がありましたけど、ぜひ、いろいろ取り組んでいただきたいと思います。

また、甲冑体験を知っていただくために、甲冑が目立つような動きのある展示物のモニュメン

ト等も必要になるかと思いますので、ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、観光誘客に向けた取組について、来年度予算では具体的にどのような事業予定があるでしょうか。

よろしく願いします。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

事業予算におきましては、観光費におけます誘客促進費がそれに該当すると思えます。次年度につきましては、清洲城周辺での観光案内や武将ボランティアへの支援を継続し、また、令和3年度に実施し、秋から冬にかけての清洲城定番イベントとして礎を築いていただきました商工会青年部「サクライルミ」をさらに規模拡大させました「きよすイルミ2023」を誘客と市内消費拡大の好機として事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今期は本市で初めて清洲城を使ったプロジェクションマッピングを行ったことによって、市内外から多くの反響があったと思えます。また、より楽しんでいただくためにも、まだまだ改良する部分があると思えますので、ぜひ岡崎城とか、いろんなところをまた見に行っていて、よりよいものにしていただきたいと思えますので、よろしく願いします。

市民の方々や地元事業者の方々とともに、より交流できるもの、そして、より経済効果があるもののイベントにしていただきたいと思えます。よろしく願いします。

次にお願ひします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

②について答弁させていただきます。

観光による本市における雇用創出におきましては、観光客数の規模から考えた場合、直接的な対策は困難ですが、からあげまぶしをはじめとする特産品開発におきまして、現在進行中の市内

工業事業者が複数参加する土産用の信長像の制作や特産野菜を活用しました食品製造等を推進してまいります。

また、からあげまぶし提供店舗のさらなる売上向上を含め、観光協会の効果的な情報発信や市商工会事業との連携によりまして、市内事業者への支援となるよう産業振興を図ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今の答弁で特産品開発の中で伝統野菜を活用して新たな食品製造に取り組むとありましたけど、市内には土田かぼちゃや宮重大根のほかにも多くの栽培があると思いますけど、そのほかの野菜の活用というのは、お考えはありますか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

市内の野菜生産におけます土田かぼちゃなどの伝統野菜につきましての収穫量については、わずかだというふうに認識しております。その中でも、エダマメやニンジン、コマツナなどの作付けは多く、実際に農業体験塾で収穫しましたサツマイモを地産野菜の冷凍の大学芋として現在、清洲ふるさとのやかたで販売した実績もあることから、その他野菜の独自産業化についても視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほども同僚議員のほうより農業従事者への期待を込めた質問がありましたので、ぜひ、農業事業者の方への経済効果も高めていただきたいと思います。

そして、現在、伝統野菜だけではなく、地元で採れた野菜全てに商品化のチャンスがあると思いますので、ぜひ前向きに推進していただき、先ほどの6次産業化の構築に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、本市は何と言っても、清洲城や織田信長公で全国的に知名度がある市だと私は思っております。そのあたりを特産物開発や事業者の事業に手軽に使えたり、支援できる体制づくりというお考えは今のところございますでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

信長公を商品名やイメージで活用しました特産品につきましては、清洲ふるさとのやかたでの地元を意識した品ぞろえの充実や販売促進にもつながることから、必要と考えております。

現在、市観光協会のマスコットキャラクターとしてかわいらしい信長と濃姫を会員に限定になりますが、無償で使用の許可を行っております。既に一部製品化されまして、やかたで販売されているものもありますが、キャラクター使用を含め、今後、信長ブランドの効果的活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

清須イコール清洲城、そして清須イコール織田信長をいま一度活用したアイデア出しがまだまだ必要だと私は思っております。そのためには、行政だけではなく本市の企業、事業者などが共に取り組める施策が必要と感じております。清須市全体で清須ブランド、そして信長ブランドの構築に向けて検討していただければと思います。よろしく願いします。

次にお願いたします。

議長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

③について答弁をさせていただきます。

尾張西枇杷島まつりや清洲城信長まつりなど、市外から多くの見学者を集めるイベントにつきましては、人口の流入のほか消費拡大による地域活性化に加えまして、活気あふれる市のイメージ向上にも寄与するものと考えております。

また、祭りやイベントのみならず、清洲城やあいち朝日遺跡ミュージアムなどで市民や民間団体の皆様が主催するイベントにつきましても、SNSなどの効果によります集客とにぎわい創出が期待できることから、市や観光協会として積極的に誘致や協力に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今の中で実績で構わないんですけど、今までに市民や民間団体によるイベントですね、清洲城の利用でのイベントはどのようなものがあったのでしょうか。そして、その効果はどのようなものが感じられましたでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

春や秋が中心になりますが、民間団体主催のマルシェやにぎわい創出のイベントが昨年度は複数回開催されました。飲食や物販を楽しむ多くの来場者が清洲城へお越しになりまして、直接来場されたお客様の消費に加えまして、主催者が自主的に行うSNSなどでの情報発信によりまして、賑わい豊かな清洲城のイメージ向上に大変寄与されたというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ぜひ、またお力を貸していただきたいと思います。

通告の質問の中でも申し上げたんですけど、本市には4大まつりというのがありまして、合併前は4大まつりの地域色が一番を考え、継承し、開催してきたと感じております。

この本市も間もなく市施行より20年を迎えるに当たってですね、現在、区画整理事業などで清須市になってから移り住んできていただいた世帯の方や清須市になってから生まれた世代の増加が増えていると思うんですけど、4大まつりも含めて、より市内全域から多くの市民が参加で

きる祭りやイベントの改善開催の考えはありますでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

本市の4大まつりにつきましては、清洲城や山車など、各地域を代表します文化や景観を市民に体感していただく貴重な場として考えております。しかしながら、議員のおっしゃるとおり、市施行から20年を迎え、さらにはコロナ禍が明けまして、メタバースによります仮想空間での観光も楽しめる時代になりまして、市のさらなる一体化を醸成する取組や磨き上げが必要と考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今現在行っているリアルなイベント開催において、本市が一体となる地域交流できるイベントの改善取組を検討していただきたいと思います。

そして、今の答弁でもありましたメタバースなど、デジタルを融合させた取組もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

リアルではなく、デジタルを活用したものでは、現実の中で不可能なことも可能になったり、そしてまた新しい交流も増えていくと思いますので、ぜひ、よろしくをお願いします。

また、本市を代表するスポーツ選手や企業とのコラボレーションなどもぜひ取組を進めていただきたいと思います。清須市の新しいカルチャーになるようなイベントの構築もぜひよろしくお願いいたします。

次へをお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

④について答弁をさせていただきます。

清洲城周辺や美濃街道などへの交通手段としまして、名古屋鉄道やJRの役割は重要になる中、名鉄高架事業や新清洲駅前区画整理事業などを機に、観光情報の提供や動線案内が必要となりま

す。既にロータリーなど道路整備が終了しています新清洲駅東口から清洲城までの動線におきまして、今年度中に街路灯、案内フラッグを設置するなど、準備を進めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ぜひ、取組のほうをよろしく申し上げます。

区画整理や高架事業で新しい観光の玄関口となる名鉄新清洲駅、そしてJR清洲駅なんですけど、駅に降り立った人の迷わないためというか、そのまま観光地に行けるように観光用の総合案内所とか案内施設を設置する予定は今のところございますでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

令和元年度におきまして、清洲城の誘客力について調査した結果がございます。その中では、清須観光の8割の方が自家用車で来場していることが分かりました。大型バスを含めました無料駐車場を備えていることや市内の産業の紹介についても映像や展示品で来訪者に見ていただける環境が整いました清洲ふるさとのやかたでの観光案内機能がありまして、その情報発信機能の維持向上をさせていく予定でございます。

駅での総合案内設置の考えはございませんが、先ほど申し上げたとおり、動線ルートの案内など、看板設置につきましては必要な箇所に強化・増設が必要と考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

観光者の心理としまして、目的地に着くまでではなく、目的地に着く前から始まっているとは思っております。電車で来られた方が本市に降り立ったときにこの清須市に何を感じるか、それもとても重要ではないかと思えます。

動線を含めた整備、また10駐車場の問題、駐車分散も含めた取組を重ねて検討していただき、今回の質問で答弁していただいたもの、それをしっかり着実に推進していくことで本市の観

光交流、そして地域交流の活性化・発展に寄与していくものと私は考えております。ぜひ、よろしく願いいたします。

最後に、私自身、本市の持つ観光資源や歴史的資源、そして何より清須市民の方々のポテンシャルには大いに期待しております。このポテンシャルを最大限に引き出すためには、まずは本市の目指すべき姿を具体的なビジョンで示すことが必要だと考えており、その旗振り役をぜひ行政の方にしっかりと行っていただきたいと思っております。

そして、市内事業者や市民一人ひとり自らが本市の目指すべき姿を共有していただき、様々な角度からPRするような情報配信を行っていただいて、各事業に取り組んでいくことこそが地域の垣根を越えた交流につながり、観光振興の充実や地域経済の活性化が図られる好循環を生み出していくと思っております。

今の人口減少社会は本市においても例外ではございません。しっかりと本市のポテンシャルを十分に引き出し、魅力と活力ある清須市になり、訪れたいまち、そして選ばれるまちになることを期待して、私からの質問を終わります。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6番議員（山内 徳彦君）登壇 >

6番議員（山内 徳彦君）

議席6番、新世代の山内徳彦です。

私からの質問は、公園の防犯対策と健康遊具を使用した高齢者の健康促進でございます。

都市公園の役割として、国土交通省では「公園を設置する目的は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供である」とされています。このような役割を持つ公園ですが、同時に犯罪が発生する確率の高い場所でもあります。

しかし、令和2年12月議会の一般質問において、公園に見守りカメラを設置することに対して市が主導して設置することは難しく、ブロックごとの申請により補助金で見守りカメラを設置していくと答弁されておりました。

令和2年12月当時の設置台数は市内の公園へ5台、全体の設置数の約10%でした。そして、今回の同僚議員の一般質問で御答弁いただいた台数は公園へ10台設置しているということで、やはり役員が1年で変わってしまう自治会では、申請や設置が思うように進まない地区もあります。公園は犯罪率の高い場所であることには変わりがなく、安全の確保が必要不可欠です。そこで、公園に滞在する大人の目を増やすことで防犯対策ができるのではないかと考えます。

現在は健康遊具と言われる、公園で気軽に軽い運動ができる大人向けの遊具があります。30代、40代から高齢者まで、使い方によって、ストレッチで日頃のストレスや運動不足を解消することや、少し強度のある動きで筋肉を鍛えることができます。本市においても、愛知県の管理下において運営される新川西部浄化センター緑地では、背伸ばしベンチや足上げストレッチ、足つぼ、ツイストチェア、ぶら下がり、平行棒などの健康遊具があり、それを利用する大人の方をよく見かけます。このような健康遊具を既存の公園に積極的に設置することで大人の滞在時間を増やし、子どもを見守る目を増やすことができます。また、高齢者にも積極的に使用していただくことで健康促進にもつながることが期待されます。

今後、魅力ある公園を造り、それらをつなぐ経路と通学路を合わせた散策路を造り、登下校の時間に合わせ散策していただくことにより公園外での子どもたちの安全を見守ることができ、万が一、高齢者が散歩途中体調不良になったり転んでしまったりしたときも子どもたちに発見してもらうことができ、双方にとってメリットがあると考えます。

そこで、以下お伺いします。

①公園と公園をつなぐ散策路を造り、通学時間や下校時間に散策していただくことにより、児童生徒の見守りにつながり、防犯に寄与できると同時に、歩くことにより大人の健康づくりに寄与できると考えますが、いかがですか。

②健康遊具を設置することにより、より多くの人が集まることが期待されます。これにより公園の役割である地域コミュニティや世代間交流の活性化につながると考えますが、お考えをお聞かせください。

③最近、一部の子どもたちの公園使用マナーが悪いと問題視されておりますが、大人が公園に滞在することにより子どもたちに公園使用のルールを教えることができ、子どもたちの公園の使用マナーが向上し、安全性が上がると考えますが、御所見をお願いします。

④現在、一部の公園でボール遊びが禁止されており、子どもたちが思い切りボールで遊ぶことができなくなっております。子どもたちが安心してボール遊びができる公園をつくることについて

てのお考えをお聞かせください。

⑤平成30年10月議会にて一般質問しましたが、市内の公園では、園児や低学年の子どもたち、足腰の弱い高齢者のためトイレを洋式にしてほしいと要望が多くあります。そこで、洋式化の進捗状況と洋式化へのお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

①の質問についてお答えします。

本市において、公園と公園をつなぐ散策路の整備予定はございませんが、大人の公園利用により、防犯上、子どもたちの安全が図られ、利用者の健康増進に寄与するという効用は期待できると考えます。幅広い世代が利用していただけるよう特徴のある魅力的な公園整備を目指してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

ここ3年にわたる新型コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、最近、高齢者のウォーキングや散歩をする姿をよく見かけるようになりました。しかし、②ではありますが、転倒する方も見かけております。実は私も2回遭遇しておりまして、一度は転ぶ瞬間を見て駆け寄ったんですけども、顔面がかなり切れていて、出血もひどかったなので、その場で救急車を手配しました。

2回目は近隣の市だったんですが、県道の広いところだったんですけども、そちらを車で通りかかったとき、道路脇にお年寄りが横になっていました。若干違和感があったものですが、Uターンをして戻って見たんですが、近寄ってみると顔からまた出血があり、どうしたんですかということ聞いたんですけども、なかなか返答などキャッチボールがうまくできない状況であったので、これも私、救急車を呼ぶことになったんですけども、救急車が来て倒れていたお家の方が音で気づいて出てこられたんですけども、偶然お知り合いで、そのお家の方に電話を

してもらったんですけども、その方はそのお家に訪ねようとしていたみたいで、実は20分ぐらい前に家を出たと。大体気づかれるまでに15分ぐらいその場で放置されていたということを聞きまして、とても驚いたことを覚えております。

そのような経験から、年配の方が人通りの少ない道を一人で散歩されることについては大きなリスクも感じております。しかし、散歩やウォーキングは健康にとって欠かせないものであり、その機会を失ってしまうわけにはいきません。そこで、もともと安全性が担保されている通学路を散歩に利用していただき、朝の登校時間や下校時間、子どもたちが通るであろう時間帯に利用していただきたいと考えております。そうすることにより、万が一、子どもたちに発見してもらい、助けを呼んでもらうことが期待されると同時に、登下校時に大人の目を増やすこともでき、子どもたちにとっても大変心強いと考えておるんですが、お考えをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

議員がおっしゃるとおり、高齢者と児童が同じ時間帯に通学路を利用した場合、双方に安全性における一定のメリットというのはあると考えます。

一方で、児童への不審な声かけの事例というのも現実発生をしております、困った人を装った犯罪の発生というのも懸念されるものでございます。したがって、児童の安全対策というのは、様々な視点からの対策が必要であるというふうに考えます。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

子どもたちへの御心配ありがとうございます。

不審者による児童への声かけ等、犯罪が発生するという懸念は理解できるんですが、散策路を利用する人が増えてくれば、逆に、人の目が増えてそのような犯罪も起きにくくなると思います。そうするためには、やはり散歩中にストレッチや軽運動のできる健康遊具を設置した公園が必要になってくると考えていますが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

公園内の施設については児童向けの遊具や健康遊具など、様々な種類がある中、より多くの市民の皆様が御利用いただくというような計画にしていかなければなりません。普段利用する公園からさらに足を伸ばしてほかの公園も利用したいというふうに思っただけのような、そういった魅力のある公園整備を目指してまいりたいと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

魅力を持った公園を目指していきたいということで、そういった公園をつくることでそれらの公園をつなぐ散策路を活用する方も増えていくと考えられますので、ぜひお願いいたします。

それでは、次の質問へお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

②の質問についてお答えします。

公園は地域の憩いの場であり、幼児から高齢者まで多くの方々に利用されております。同時に、ブロック、町内会等、地域のイベントやレクリエーションを行う貴重な空間であると認識しております。

健康遊具の設置によりさらなる大人の公園利用が期待できますが、一方、限られた公園スペースの中で、幼児・児童向けの遊具設置とのバランスを考えていく必要があります。安全性に十分配慮しつつ、地域の要望を踏まえ、利用者のニーズを捉えた公園整備を進めてまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

地域の要望を踏まえ公園整備を進めていくこと、ありがとうございます。

それでは、現在、地域要望の把握の仕方、これについてお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

地域の要望につきましては、市政推進委員など、地域の代表の方と御相談をさせていただいております。公園施設の改修は既存の公園遊具の更新を原則として維持管理を行っておりますが、地域のニーズに沿わないような状況となっているなど、改善が必要と認められた場合は代替案の検討を行うこともございます。

しかしながら、公園遊具の更新については国からの交付金により実施しており、その採択要件というのでも照らし合わせながら進めていく必要があるため、全ての御要望を実現できているというわけではございません。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

しかし、現在の把握の仕方では、実際、公園を利用している方の意見というのが反映されにくいと感じます。実際、公園を利用している方に御意見を伺うということにはできないでしょうか。例えば、市の職員が公園を巡回して、利用者に生の声を聞くことというのでも必要ではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

公園整備に対する考え方は様々ですが、それらを全て実現するということは現実困難です。現状としては、先ほど御答弁したとおり市政推進委員など地域の代表の方から、地元の総意という形で御意見を頂戴しまして、施設整備の参考というふうにしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

いろいろと懸念はあるかと思うんですけれども、実際の声の収集に努めていただくよう要望させていただきまして、次の質問へお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

③の質問についてお答えします。

大人を含め、幅広い世代の利用者が公園に滞在することは、人の目が増え、いたずらに対し一定の抑止効果が期待できると考えます。また、マナーのよくない子どもに対し、公園の使用ルールについて指導していただけることも期待できますが、現場での利用者間のトラブルも想定されるため、管理者である市が利用者のマナー向上に努めていく必要があります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

管理者である市がマナー向上に努めていく必要があるということでしたけれども、今現在、公園の使用ルールとか規則というか、そういうものに対してどのようなクレームが入ってますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

最近では、ごみの放置ですとか、夜間の騒音、トイレ・フェンスなど公園施設へのいたずら、破損など、そういったものに関する通報をいただくことがございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

今、御答弁いただきましたとおり、先日も助七公園のフェンスが壊れてたんですね。そのときに都市公園係のほうに連絡させていただいたところ、近いので10分しないうちに職員が応急処置に来てくれたんですけども、この場において迅速な御対応にお礼を言わせていただきます。ありがとうございました。

では、今回のように壊れちゃったというときは応急処置や修繕で対応していただいているんですけども、今後、再度繰り返しこのようなことが起こらないための対応対処というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

具体的な方法としましては、当該公園に看板等を設置して啓発に努めたり、あるいは通報をいただいたときに現地に職員が赴きまして、利用者に直接適正な公園利用のお願いを行っております。

また、子どものいたずら等の事案が発生した場合は、町内会や公園周辺の近隣住民の方々と情報共有を行いまして、必要と認められる場合は周辺小中学校に対し学校内での啓発を依頼するなど、再発防止に努めているというところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

いろいろな場面に応じて再発防止に努めていただいているということで、ありがとうございます。

まとめとなるんですけども、最初の御答弁でもあったとおり、公園にいる人が子どもへ注意する場合、また相手が大人であった場合においても、利用者間のトラブルというのは注意しなければならない問題であると考えております。しかし、子どもにとっても、そこに人がいるということ自体が、大人であればポイ捨て、それから子どもはいたずらですね。それに対する抑止力になると考えますので、そのあたりは利用者に御理解いただいて進めていってほしいと思います。

では、次の質問へお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、④の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

④の質問についてお答えします。

本市内の公園は比較的面積の小さい公園が多く、遊具・緑地・東屋などを配置すると思いきりボール遊びをするほどのスペースが確保できないのが現状ですが、一部の公園においては子どもがボール遊びをする程度の規模を有する公園はありますので、利用者の目的に合わせ公園を利用していただきたいと考えます。

公園の新規整備においては、ワークショップを通じ地域の要望を踏まえ、整備方針を決定しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今、新川地区において、ある程度の広さがある公園は小さい子どものボール遊び以外の高学年・中学生、そういった方のサッカー・野球が禁止されているように感じるんですけども、各公園の状況というのはどうなっているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

新川地区の都市公園につきましては、地元からの要望を踏まえて、11か所の公園で野球やサッカーの利用制限をお願いしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今11か所の公園について利用制限がなされていると、そういうことだったんですけども、利用制限がついてしまった理由というのは、分かればお願いいたします。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

利用制限がついてしまった経緯に関しましては、利用者による騒音や近隣敷地内のボールの侵入など、近隣住民の方からの苦情というのが多いというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

まずは御迷惑をおかけした近隣住民には大変申し訳ないと思っております。最近においても、公園を通りかかると公園内で野球やサッカーをしている子どもたちを見かけることがありますが、野球とかサッカーをしていることに関する、その球技に対するクレームというのはどれぐらいあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

野球やサッカーの利用に対する苦情は、令和4年4月から令和5年1月までで14件でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

令和4年4月から令和5年1月までで大体月に2回ぐらいの頻度で苦情が入っているということなんですけれども、これは各公園に満遍なく苦情があるのか、それともこの公園は苦情が多いとか、苦情を入れている人が同じような人だったりとか、どんなような形の苦情なのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

同じ方からの苦情であったり、同じ公園での苦情であったりと、割と集中して苦情を頂戴するというのがあるというのが現状でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

同じ公園や同じ方からの苦情が多いということでしたが、この苦情が同じ子どもになされているのか、違った子どもたちが対象なのかまでは分からないと思いますけれども、野球やサッカーをしたいという子どもたちは規制をかければかけるほど隠れて道路や空き地でそういうことをするようになってしまいます。そのことによって、より危険が伴うかもしれません。また、近隣住民や車両運転者からさらなるクレームが来る可能性も考えられますし、子どもたちが実際事故に遭う可能性というのも出てくると思います。このような懸念もあるため、子どもたちが野球やサッカーができる公園や場所というのは必要と考えますけれども、市のお考えをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

先ほど御答弁したとおり、本市では比較的面積の小さい公園というのが多いですが、庄内川の河川敷の広場や夢の森公園など一部の公園では一定規模のスペースを有しておりますので、これらの施設にて安全に御利用いただければというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

庄内川河川敷や夢の森公園は距離が遠い方も多いかと思いますので、移動するにも危険が伴うことが考えられます。そのため全ての子どもたちが利用できる場所とするには難しいように思います。

議会だよりの最後のところに、市に望むコーナーというのがあるんですけども、最新号となる68号では実に3人の子どもが公園について意見を言っており、ボール遊びについても御意見がありました。このことから子どもたちにとっても今後の公園整備はとても関心の高いものだと考えます。

解決策として、各地にある小中学校のグラウンドを使用できないかという御意見もあるんですけども、現状、教員の多忙化が問題視されていることもあり、これ以上、教員の負担を増やすわけにはいけません。そのことから、河川敷や夢の森公園以外にも現在ある市内施設の体育館等を利用して子どもたちのために無料開放デーをつくるなど、様々な方向から子どもたちが伸び伸びとボール遊びができる環境づくりを進めていってもらえるよう要望させていただきます。

それでは、次の質問へお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、⑤の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

⑤の質問についてお答えします。

現在、都市公園全63か所中トイレが設置してある都市公園は47か所あり、うち洋式トイレが設置してある都市公園は全部で11か所あります。既存トイレの洋式化については公共下水道への切り替え時に地元町内会等と協議し、洋式を希望され、条件的に可能であれば洋式化を行う方針としています。

また、新規整備については、令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1か所ずつ都市公園を整備しており、その際は洋式トイレを設置いたしました。また、令和5年度には上新公園においてもトイレ整備工事を予定しておりますが、こちらも洋式化を予定しております。今後整備する公園のトイレについては地域の方々と調整の上、洋式とする方針で進めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

また新たに洋式化が進むということ、ありがとうございます。

地元との協議がなされ、御納得された上での設置だということでありましたが、設置以降、設置前に懸念されておりました掃除のしづらさ、また使用に関する問題というのは起こっていないと理解させてもらってよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

地元から利用に関して問題等は特に聞いてはおりません。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

日常使いとしては洋式トイレでも問題ないようで安心いたしました。

それでは、本市には一時避難所が39か所あるのですが、そのうち37公園にはトイレは設置されていますか。また、いくつかの公園に洋式が採用されているか、また設置率が分かれば教えてください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

一時避難場所に指定されている都市公園の37か所のうち30か所でトイレが設置されており、そのうち洋式トイレが設置されている公園は6か所で、設置率は20%となります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

設置率が20%ということでしたが、一時避難所となっている公園には、避難者の中には和式を使うことが困難な方もみえると思います。有事の際にそのようなことがあってはいけないと思います。それでは、設置が進まない理由というのは何かあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

一時避難場所については、本市の地震防災ハザードマップに災害時の危機を回避するために一次的に避難する場所と記載があります。こちらの公園につきましては長期滞在というのを前提にしていないところが今ございますので、ここを優先的にトイレを洋式化するというような計画は今のところございません。

トイレの洋式化というのは、その公園が設置されている地域の総意として変更を要望している場合は検討をしてみられますけれども、規模が小さい現在の和式トイレのスペースの中に洋式トイレを設置するということが可能であるか、加えて、バリアフリー対応のトイレを考慮するとトイレ自体の改築や建替えなどを必要とするようなことから、都市公園全てのトイレを洋式化することは現実的には困難な状況でございます。

以上です。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

一時的に避難する場所に位置づけられている一時避難所ですが、今や和式トイレを無理なく利用できる人が減ってきているのが現実でございます。小さな子どもはもちろん、足腰の弱ってきた高齢者も使用が困難となっております。それを受け、洋式化は駅などの公共施設においては当たり前の流れとなっており、このことから、洋式化やバリアフリー、また多目的トイレなどへの変更に必要な性を感じております。

全てのトイレを洋式化することは困難ということでしたが、今現在でも洋式トイレの変更を希望している方の声を多く受けております。地元の意見収集の方法などいろいろ考えていただきまして、各個人からの意見も収集する方法も併せて御対応くださるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここで、14時20分まで休憩を取りたいと思います。

よろしく申し上げます。

（ 時に午後 2時07分 休憩 ）

（ 時に午後 2時20分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15 番議員（加藤 光則君）登壇 >

15 番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、物価高騰に伴う暮らしの支援について御質問させていただきます。

急激な物価高が市民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けています。総務省の労働力調査（2022年10月）では、非正規労働者の拡大とともに完全失業者数が178万

人と、コロナ禍前の145万人（2019年12月）を23%上回っています。

この間、コロナ禍対策で支えとなってきた生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援基金＋新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）は、広く活用されてきました。そして、その9割を超える人が「生活保護の利用に至らない生活困窮状態」だと言われていますが、2023年1月から順次返済がはじまり、返済免除申請は約3割を超えています。しかし、ボーダーラインが高いものではないため、住民税非課税世帯ではないが、生活に困難を抱える人たちも貸付金の返済を求められることになることから、生活困難者へのさらなる支援が求められます。

また、同時に、こうした状況の下で、とりわけ生活保護を利用する人たちは、2013年からの保護基準引き下げなどによって苦しい生活を強いられています。この生活保護基準は、小中学生の就学援助や個人住民税の非課税限度額の算定や保育料の減免など約40の制度の基準にも連動しています。

コロナ禍の下、さらなる物価の高騰などの厳しい状況から市民の命と健康、暮らしを守っていくことが求められます。そこで、以下質問します。

①エネルギー・食料品等の価格上昇が続いています。これまでの政策の網の目からこぼれ落ちていく人たちの生み出さないためにも、住民生活支援等の事業が求められますが、見解を伺います。

②子ども・子育て支援の充実が求められる中であって、子育て世帯が必要としている支援として、「子どもの就学に関わる費用の軽減」が最上位に挙げられています。学校給食費の無償化を継続実施するとともに、就学援助対象基準を現在の1.3倍から引き上げることが求められますが、見解を伺います。

③物価高騰の中で、医療・介護という命にも関わる場所での負担が重くのしかかっています。市独自の低所得者減免などが求められますが、見解を伺います。

最後に、④コロナ特例貸付の償還免除には至らないが、困窮状況にある借受人が増加することが懸念されています。コロナ禍で顕在化した多様な困窮者に寄り添い伴走支援を行う体制の充実が求められていますが、対応と対策についての見解を伺います。

以上であります。回答、よろしくお願い申し上げます。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

①の質問にお答えさせていただきます。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用して、物価高騰の影響を受けた方々に必要な支援をきめ細やかに実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症の対応が大きな転換期を迎えることになり、国及び県の対応等を総合的に勘案する必要があることから、引き続き、国及び県等の動向や物価の推移を注視しつつ、市民や事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、暮らしの安心を確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

物価高騰が家計にどれだけの負担を与えているか。例えば、令和4年12月の消費者物価上昇率4%、41年ぶりの高い上昇率だと言われています。総務省の家計調査データを見ると、こうした中で特に200万円未満の層の方の平均年収が150万円、こういう方々ですけれども、約9.4万円の負担増だと言われています。まさに年収の6.2%にもなるわけであります。

低所得者ほど今回の物価高騰等、重くのしかかってきているわけです。そして今や値上げはガソリンや電気やガスやといったものにとどまらず、食料品をはじめ広範な品目が次から次へと値上げラッシュであります。こういう止まらない物価高騰にこれ以上どこを節約したらいいんだという皆さん方からの悲鳴とも思われる声が寄せられるわけであります。物価高騰はさらに進行する見通しであります。国の支援が不十分な下で、まさに地方自治体の独自の取組が求められるわけであります。

今、述べられましたが、国・県の動向とかいうことでもう少し見守ってからということをおっしゃられたわけであります。あえてお聞きしますが、地方創生臨時交付金がこの間、国の施策として行われました。それで、2月に示された2022年12月末までに行われた国庫補助事業の地方負担分についての交付額が2月に出されたと思うわけでありますが、そのうち法定率の事業分が幾らあったのかまずお聞きしたいと思えます。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今、議員おっしゃられた今回の臨時特別交付金の交付限度額ですが、清須市に内示された限度額については1千110万7千円が通知されております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、今、課長が言われたように、1千117万円が補助法定率の事業に当てはまって、これが一般的に言われている玉突き充当ということで、この事業を単独事業に当てることができるという理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今、議員おっしゃることで間違いございません。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、今年度いろいろ市もやられてきたわけですが、この1千117万円については、今、私が訴えました本当に大変な中での生活に強いられている、こういったところにどういう形で運用されようとしているのかお聞きします。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

令和4年度の一般会計補正予算（第11号）案でもお示ししているところですが、今回物価高騰により不足が見込まれる学校給食の賄材料費について、保護者の負担を求めないよう公費負担を行う分のほか、昨年12月に実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業の一般財源分の組替えに活用しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そしたら、臨時交付金に来て、充当不可能な部分について、それを新たに1千117万円は給食費とキャッシュレスに満額を使っていくという理解でよろしいですかね。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

そのとおりでございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

国の臨時交付金等ですね、最大限、今、言われたように活用していく、これはもちろんでありますけれども、1つは、今のこういった物価高騰の中での市民の皆さんの暮らしは本当に大変な状況があります。財政調整基金など一般財源の活用も視野に入れて、先ほど国・県の動向を注視してということがありましたけれども、まさに市民の命を守って生活をしっかりと支えていく、今、求められていると思います。ぜひ、柔軟に支援対策を検討していただきたいということをお願いしておきます。

次へ行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、最初に、吉田学校給食センター管理事務所長、続いて、吉野学校教育課長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

学校給食センター管理事務所、吉田です。

②の質問のうち学校給食費の無償化の継続実施についてお答えさせていただきます。

今年度実施した市立小中学校の給食費無償化につきましては、食料品などの価格高騰に直面する子育て世帯を応援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、時間的な施策として実施したものであります。

これまでも答弁させていただいておりますが、本市は学校給食法にのっとり条例で給食に要

する経費のうち材料費実費は保護者の負担としております。学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、人件費などは設置者である本市が負担している中で、材料費実費分である給食費は今後も給食提供に係る保護者の負担としてお願いし、これを財源に安全・安心な給食を調達して学校給食の充実に取り組んでいきたいと考えております。

なお、昨年から続いている食料品の物価高騰分の対応といたしましては、今年度、来年度の給食費の額は現行に据え置き、保護者への負担増は求めず、公費により負担する予定です。

以上です。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

続いて、就学援助についてお答えいたします。

国は、2013年から、段階的に生活扶助基準額の引下げを行っております。しかし、本市におきましては、就学援助対象の認定基準に連動する生活扶助基準額を就学援助に影響がないよう配慮する旨の国の通知に基づき、2013年の基準額引下げを行う前の額を採用し、対象者の認定を行っております。

また、本市が採用している基準額の1.3倍という数値も愛知県内で7番目に高い数値であることから、県内の自治体と比べても、本市における子育て支援は手厚く充実した支援を実施しているものと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まず、学校給食のほうから質問させていただきたいと思います。

文部科学省が調査した子ども学習費は、学校に係るものだけで小学生が年間約10万円、中学生が17万円、こう言われています。その内訳で、清須市の給食を見ると、小学校が月額4千100円、中学校は4千800円ですので、月額掛ける11か月にすると、小学校が4万5千100円、中学校が5万2千800円、こうなるわけであります。先ほどの年間からすると、小学校で約45%、中学校で31%で、経済的負担で大きな比重をまさに占めているわけであります。

この3か月間、本市も無償化が行われてきているわけであります。これは非常に喜ばれている

わけであります。さらに今、学校給食を無償化する自治体が徐々に増えてきています。昨年の12月末現在で全国で254自治体がやられて、これまではどちらかというとも1万人ぐらいの市町村が多かったわけですが、新たに東京では葛飾区がやるとか、大阪では大阪市が20年から無償化をやって、今後も続けるということでもあります。

今回、物価高騰分は、先ほどのお金を使ってその分はやるということを言われたわけでありませう。先ほど給食センター長も言われたわけですが、この間ここに物価高騰分だけはその予算を入れていく中で、全国的にどうなっておるかということもいろいろ調査検討もされたと思うんですね。その辺でどういうふうに行きつたのか、物価高騰分を持つという経過に至ったのか、所長のお考えを、頑張って財政のほうにどう訴えられたのかということ伺いたしたいと思います。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

学校給食センター、吉田です。

まず、今年度の不足分と来年度の物価高騰分の見込みの予算につきましては、私どもは、愛日地区というんですかね、尾東地区のほうでいろいろ会議もございまして、他市町の状況をお聞きしている中で、やはり物価高騰の状況の中で保護者への負担は厳しいと判断される自治体も多くありまして、尾東地区の中で、現状の中で無償化というお話は聞いてないんですけども、そういった部分も含めて財政課と協議しながら、今回の補正、来年度の当初予算という形で要求をさせていただきます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

子ども様子見ということや、いろいろあるかと思うわけですが、無償化によって家計を助け、子どもの健康に資することがまさに望ましいわけでありませう。

文部科学省の調査等を見ても、無償化の目的と成果の例を見ますと、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援を目的として設定した場合に、子ども、保護者、学校、教職員、自治体にメリットが大きい、現物給付とすることの意義が大きい、こういうことが挙げられております。ぜひ、学校給食、今回の物価高騰分ではありますが、無償化にかじを切っていただきたいというこ

とをまずここで求めておきたいと思います。

続いて、就学援助のほうで質問させていただきたいと思います。

就学援助制度は、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し市町村が必要な援助を行って、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としている制度であります。先ほど、るる述べられましたけれども、就学援助については統一的な基準は示されていないわけでありまして、実質的には各市町村の裁量に任されているわけであります。このために、認定基準や申請手続における市町村のいろいろな手続上の違いは大きいわけであります。

そこで、1つお聞きしたいわけですが、全国の就学援助率を平均すると14.3%、7人に1人、最近では6人に1人という声もありますけれども、2020年が清須市が456人で、生徒数の割合でいくと7.8%、2021年が497人で8.5%であります。2022年というのとはどんな実態でしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

全体で478名で、8.3%を現在見込んでおります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、大体7%から8%のところを推移しているわけですが、全国的なことはさっき14.幾つという実態を言いましたけれども、生活保護や就学援助制度は、困窮家庭の制度があるわけですが、補足率との関係で全国的なもの、愛知のものを比べてみてどういうふうに清須市の実態を捉えられているのかお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

愛知県は全体で見ても9%前後だと思っております。中でも尾張中部は8.5%程度で、ほぼ

同数値だというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

全国的な話でいくと、小学生のいる貧困世帯のうち58.6%しか就学援助を利用していない、こう言われているわけであります。今、言われた愛知子ども調査が3年に1回か何か行われておりますね。それで、国民生活基礎調査の貧困線というのは全国的には122万円ですけれども、愛知県独自の貧困線137.5万円。

それで、自治体ごとではなくして圏域ごとでの調査結果を記されているわけであります。それを見ると尾張中部のところで、今、課長が言われたように、清須、北名古屋、豊山の地域の貧困率のところの貧困線を見ると大体8.5%、さっき言われた清須市の就学援助の率とあまり変わらないんじゃないかというわけであります。しかし、課長は、1.3と全県的に7番目に高いんだと言われたわけですけれども、改めて出生率の高い地域、子育て支援等を行っていく地域と比べると1.4以上ないと、これから大変な人が、こういう制度の下で平等な教育を受けれるような助けをしていくことにとって大事な就学援助制度だと思うわけですけど、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

本市といたしましては、愛知県内で7番目に高い1.3倍という数値でございますが、もっと周知に努めるほうが重要ではないかというふうに考えております。1.3倍という数字は今のところ本市といたしましては、先ほども申し上げましたが、手厚く充実させているなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

改めて言うておきます。

清須市は本当に頑張って出生率が今1位でありまして、子どもも増えて学校もいっぱいになって本当に喜ばないかんことが多いわけです。

そういった中で、就学援助の生活保護基準を見ると、愛知県の高いところで日進市だと1.5なんですよね。それから、長久手市がうちよりちょっと高くて1.35、豊明市が1.5、大府市が1.45であります。先ほど課長が言われたわけですがけれども、2013年に制定された子ども貧困対策の推進に関する法律に基づき、2014年に閣議決定された子どもの貧困対策に対する大綱においても就学援助の活用ということが言われておるわけですがけれども、もう1つ、充実を図ることが重点施策で充実ということも言っておるわけなんですよね。ですから、ぜひ1.3、これをもう少し広げていただいて、子育て出生率が高い自治体が今、若干述べさせていただいたわけですがけれども、そういったところと比較していただいて、ぜひ1.4以上にしていきたいということを切にお願いしておきます。

以上です。

それで、最後に市長にお聞きしたいわけですがけれども、この間いろいろ今年も本市は地方創生臨時交付金を使って様々な手だてをされてきたわけでありまして。最初に課長が述べられたわけですがけれども、国や県の総合的な対応等を注視しながらいろいろ検討していきたいということと言われたわけです。今、景気が大変不透明で、本当に生活が大変という声が聞かれるわけでありまして。この辺については冒頭申し上げましたけど、やはり国のほうが今、国会をやっておりますけれども、支援が不十分であって、まだ不透明感があるわけですがけれども、地方自治体として独自の取組が求められると思うわけですが、新年度予算、今回上げられたわけですがけれども、柔軟にその辺はどういうふうに対応されるのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（野々部 享君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

コロナが続いて3年なんですけども、これまで地方創生臨時交付金を使っていろんな低所得者の方、あるいは事業支援などをやってきました。恐らく私は、他市町と比べていただいても遜色ない事業はやってきたつもりであります。

やはり基本は財源でして、今まで3年間で臨時交付金をいただいた分については効果的に使ってきたつもりでありますけども、来年度については予測がつかない状況の中で、まずは給食費の

物価高騰分については自前の財源で公費で保護者の皆さんには御負担をいただかないという決断をしました。今後恐らくなんですけれども、ワクチンを含めてまだ対応策は国から出てくると思うんですが、その状況も踏まえて、さっき担当からも話が出たんですけれども、要は、お金がどのぐらい来るかということもしっかりと見極めながら、低所得者の方、あるいは物価高騰で生活が苦しい状況の中の対策もできればいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今の状況を見ていただいていると思いますけれども、それに対応した、寄り添った施策をぜひ打っていただくことをお願いしておきます。

3番目お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、最初に三輪市民環境部次長兼保険年金課長、続いて、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

保険年金課長、三輪です。

③の質問についてお答えします。

医療分野における市民の方の負担は、医療機関の窓口で支払う自己負担分の医療費と健康保険などの保険料があります。

医療費については、高校生世代の通院費無償化を実施予定する子ども医療費の拡充をはじめ出産・育児一時金の増額など、現行制度に加え充実を図ってまいります。

健康保険については、国民健康保険税の算定に当たり、世帯の収入に応じて7割、5割、2割の軽減や本年度からは未就学時世帯の均等割額の軽減を実施していることから、他の被保険者を含め、市民全体が広く公平に軽減が受けられるよう考えるため、さらなる減免の予定はございません。

以上です。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

続いて、介護保険料についてお答えいたします。

介護保険料については、国の制度に従い、第1号保険料の第1段階から第3段階の低所得者に対して基準割合をさらに引き下げることにより、保険料の軽減を図っています。

また、本市では原則9段階と定めている保険料設定を第8期介護保険事業計画から12段階に細分化し、高齢者の所得に応じた負担割合を設定することで既に所得の低い方に配慮を行っており、市独自の低所得者減免については考えておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

時間がなくなってきましたので、端的にお聞きします。

まず、国保のほうですけれども、収入減による減免について、今回コロナ減免もこの間、取り組まれてきて、コロナ減免は結構3割以上の減少ということで申請があったわけでありまして。しかし、収入減による減免については、たしか申請がなかったと思うわけでありまして。収入源のところを見るとですね、前年度所得が200万円なんですよね。他市町を見るとコロナ減免もそうですけれども、やはり基準値が300万円ぐらいないといかんと思うわけですけれども、私は、活用が困難な要件というのは見直して、実態に合った改善をしていくべきだと思うわけですね。これについて何かございましたらお答えいただければと思います。

議長（野々部 享君）

三輪課長。

市民環境部次長兼保険年金課長（三輪 好邦君）

保険年金課長、三輪です。

令和4年度の一般会計からの法定外繰入額は2億8千59万7千円でした。また、令和5年度当初予算計上額は2億6千807万3千円です。ただし、法定外繰入金につきましては、法定軽減額を補填するものではなく、医療費保険者負担分の財源となっている事業費納付金が現行の税率による保険税収入だけでは賅えないため、補填しているものとなっているものでございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それはよく分かるわけですがけれども、収入源減少における要件として、前年度所得のところがうちの市は200万円となっておりますので、ぜひ300万円にさせていただきたい。これは実態に合った改善を委員会等でも詳しくまた質問させていただきたいと思います。

介護のほうですけれども、これも併せて、介護保険も前年度所得のところがコロナのところはコロナ減免で結構申請があるわけでありまして。このところも前年度所得を見ると清須市は159万円になつとるんですよ。他の自治体を見ると、例えば、前年度所得、名古屋市が410万円、岡崎市が500万円、こういうふうになっておりまして、多くの自治体が300万円なんですよ。これをぜひ見直しを求めたいわけですが、その辺についてはどういうふうにお考えかだけお聞きしたいなと思います。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川です。

収入減を理由とした減免とコロナ減免の差は、減免要件の所得水準の高い市でもありますので、今後、他市町の状況等を調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ぜひ、他市町の状況を見ていただきたいし、低所得であればボーダー層というのは保険料の滞納やそれに伴う保険給付の制限、またはサービスの利用抑制が行われる可能性が非常にあります。そうすると、介護支援専門員や地域包括センターからも見落とされてしまう可能性があるわけでありまして、要介護者がどのような介護生活を送っているかしっかり把握して対応するというのが私は大事なことになると思いますので、ぜひ他市町も見ていただいて検討していただきたい。

それから、今年度から障がい者の控除、認定申請書の個別送付を行っていただけて非常にありがたいわけでありまして。2023年度の対象者がどれぐらいおって、今どれぐらい発送されたのか質問したいと思います。

議 長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川です。

令和4年度分の障害者控除の送付件数は1千877件になります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、申告時期でありますので、送られてきた人から非常によかったという話をお聞きします。まさに対象者に寄り添った対応だと思いますので、こういったせつかくある制度を利用できるようにされたことに非常に私は感謝申し上げます。

続いて、4番目、回答をお願いします。

議 長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

④の質問に対してお答えいたします。

本市では、困窮される方への相談体制として生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業等を実施しております。相談支援体制としては、令和2年度までは主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3人体制でしたが、令和3年度から就労に関する支援の充実を図るため就労支援員を1人増員するなど、相談支援体制の充実を図っております。

また、令和4年度から、生活のリズムが崩れ、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由により直ちに就労することが困難な方に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業を実施するなど、相談者に寄り添い、継続的な伴走支援に努めています。以上でございます。

議 長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

文章にも書かせていただいたわけですが、まず、生活福祉資金の特例貸付け、いよいよ返済が来たわけですが、それぞれの利用について数を教えていただきたいと思います。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

コロナ禍により特例貸付けの制度が開始されたのが令和2年3月からになっております。受け付けが終了する令和4年9月末までの間、まず緊急小口資金につきましては834件、総合支援資金につきましては502件、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援につきましては事業を開始されたのが令和3年4月となっております、受け付けが終了する令和4年12月までの間76件となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それで、返済免除申請はどんな状況でしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

今、返還期日が来ている方につきましては、令和4年3月末までで貸付けを受けられた方でございます。返済免除を決定した方については、貸付け全体の約25%ということで把握しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

コロナ禍でさらに物価高騰、電気料の値上げ等、生活に困窮している人が急増しているわけがあります。この現状をどう見るか、こういう制度の貸付けを利用された方の生活実態をどう見るか、どういった対応・対策をしていくかということで、相談窓口を先ほど3人から4人に増やされたということであり、体制の充実からすると増やされて努力されとるとするのは非常に分

かるわけであります。

この貸付窓口等ですね、併せて社協との連携でいろいろな取組をこの間されたわけであります。全国社協の報告書を見ていただくと、今後、償還免除には至らないけれども、困窮状況にある借受人の増加することが懸念されると、こうした人々の支援と状況の把握、さらなる対応を図ることが求められると言われているわけですが、今の実態、そして今後予想される状況等、社協もいろいろ報告書を全国社協が上げられているわけで、その辺、課長はどういうふうに今お考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

清須市におきまして、コロナ前、令和元年度の相談件数99件に対しまして、令和2年度につきましては233件ということで急増しております。相談内容につきましては、やはり収入、生活費、賃金に係るものが多い状況となっております。

把握につきましては、関係課のほうと連携を図りながら把握に努めていきたいと考えておりますが、行政でどうしても把握し切れない困窮者の方につきましては、社会福祉協議会の地域包括センター、また障がい者サポートセンター清須とも連携を図りながら、引き続き把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほど相談窓口の人数を言われたわけですが、社会福祉事務所としてケースワーカーの対応も様々、今、社会福祉課のほうにいろいろこういった相談が寄せられるわけであります。専門性を伴うわけですので、非常に質を上げていくとか、頑張らなければいけない期待があるわけがあります。

より専門性に力を入れていくわけですが、仕事はなかなか大変な中で、精神的にもタフじゃないとできないということも言われています。ぜひ今後さらなる相談対応をしていくわけですが、こうした業務をしっかりと行政として支えていただく、そのために全力を挙げさせていただくということをお願いしておくとともに、政策的にも財政的にも課題に対応した社会福祉課

だけの問題じゃありませんので、清須市全体として取り組んでいただくというところをコロナ禍の下で相談が次から次へ来ておるとお思いますので、しっかり支えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（野々部 享君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1 番議員（伊藤 奈美君）登壇 >

1 番議員（伊藤 奈美君）

議席番号 1 番、新世代、伊藤奈美でございます。

議長に許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私からは、2 点質問がございます。

1 学校 P T A の今後について

P T A の歴史は、児童愛護と教育環境の整備を目指したアメリカの母親運動からスタートしました。P T A の本来の位置づけは、保護者たちの自立的な組織によって運営される団体であるともされます。言ってみれば、国や地方自治体から指導や助言を受けることはあっても、命令を受けることはないということです。もちろん、学校の付属機関ということではなく、保護者による独自性を持つ機関ということになります。

学校・家庭・地域社会の懸け橋であり、学校や行政などのルールに束縛されない P T A の役割はとても重要とされています。しかしながら昨今、社会全体の変化や保護者の共働きが主流へと変化してきている中で、しかも自分の時間を大切にする人が増えている現状で P T A の仕事は束縛が多く、普通の会社の仕事と何ら変わらない、P T A の仕事はボランティアではもう誰もやらない、限界を感じているという声も少なからず聞こえてきます。

最近では、テレビやインターネットで P T A 問題に関する情報も取り上げられ、加入は任意という認識も広がってきており、P T A の在り方が問われています。中には P T A を廃止し、活動に応じてボランティアを募集するという新たな取組を実施するケースもあるようです。時代の変化に合わせて P T A 活動の在り方も変えていく必要性を感じますが、本市の御所見をお聞かせください。

2 高齢者のデジタルデバイド（情報技術格差）と若い世代のデジタル・シティズンシップ

(情報モラル) について

昨年末に本市では、バーコード決済ペイペイを利用するとポイントが還元されるキャンペーンがありました。このキャンペーンに当たり、事前登録、利用方法のフォロー講座も開催され、多くの市民の方が利用できると感じておりましたが、実際にキャンペーンが始まり周りの方々に使用状況をヒアリングしたところ、20代から50代の世代では、日頃からキャッシュレス決済、バーコード決済を利用しているため、特に普段と同様に利用できていましたが、50代以降の世代では、「使い方が分からない」、「詐欺に合いそうで怖くて使いたくない」という声が多く届けられました。バーコード決済の支払をする、しないは個人の判断に委ねられるところではありますが、利用したいけれど使えない、いわゆるデジタルデバイドの是正が必要と感じています。

また、若い世代については誰もが簡単に情報発信をすることが可能で、面白がって撮影された動画がSNS上で共有された結果、事件になるということも起きており、危惧するところがあります。

直近では、名古屋市の路上生活者の女性への悪質ないたずら動画や飲食店で迷惑行為を撮影した動画が話題となり、迷惑行為をした本人の個人情報、通っている学校までもが明かされる事態に及びました。この状況は大変危険で、本市の児童生徒についても当事者または関与してしまう可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、高齢者のデジタルデバイスと若い世代のデジタル・シティズンシップについて、以下伺います。

①ペイペイキャンペーン前のフォロー講座を受講された方の人数は何人でしょうか。

②既に高齢者向けのスマートフォンの講習会は行われておりますが、現実にまだまだスマートフォンを満足に使えない高齢者の方が多くいる状況の中で、今後の取組は何かありますでしょうか。

③本市、児童・生徒の情報通信機器（携帯電話、スマートフォン）の利用、SNSの利用に関して学校ではルールはありますか。

④本市の児童・生徒がSNSの利用で事件やトラブルに遭わないように、教育現場ではどのような指導をされていますでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

1についてお答えいたします。

P T Aは子どもの健全な育成を図ることを目的とし、子どもたちのために保護者と教職員が協力し、学校と家庭における教育について理解を深め、相互に学び合い、活動を行う団体です。また、P T A活動を通じた相互の協力は学校と家庭をつなぐうえで重要な役割を果たしており、今後も大切にしていける必要がある組織だと考えております。

教育委員会といたしましては、そういったP T A活動の意義を尊重しつつ、各学校の事情に合わせたそれぞれの特色あるP T A活動を進めていただきたいと思いますと考えております。

御指摘のとおり、保護者の働き方や価値観、家族形態の多様化により、時代の変化に合わせたP T A活動も必要であることや、その在り方が全国的な話題になりつつあることも認識しております。しかし、まずは子どもの健やかな成長のために保護者と教職員の協力により何ができるかを一番に考え、互いに熟議していくことが重要だと考えます。その点につきましては、各学校へしっかりと伝え、P T Aの皆さんで今後の活動内容について検討を行っていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

名古屋市のP T A協議会では、2023年1月にP T A運営ガイドライン「これからの名古屋のP T A」というP T Aの基本的な原則や活動と在り方を紹介しているガイドラインが作成されておりますが、本市にはP T Aの運用についてのガイドラインはあるのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

本市のP T Aにおきましては、ガイドラインはないと認識しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

今後作成される予定はございますか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今のところ予定はございません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

P T Aの活動に対して教育委員会が表立って関与するのは、本来のP T Aの在り方とは異なってしまうので、支援の方法については検討が必要かと思いますが、保護者も教職員もどちらも手いっぱい限界が見えてきている現状を踏まえ、教育委員会ができる支援にはどんなことがありますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

あくまでP T Aは任意団体でございます。また、社会教育関係団体でもございます。社会教育法では、地方自治体は、その事業に対して干渉を加えてはならないとされております。P T Aは会員によって主体的に運営されることが重要であると考えております。教育委員会の立場としてできることは、各学校の横の連携、情報の共有だと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

各学校の横の連携、情報の共有とのことですが、各学校の大まかなP T Aの活動、問題点など

は把握されているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

P T A活動の内容等につきましては、大まかには認識しております。

問題点につきましては、特に報告は受けておりませんので、把握はしておりません。その理由といたしましては、教育上の問題などの場合は学校から報告があると考えておりますが、P T A活動上の問題につきましては、特に報告はないものと認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、教育委員会が時代の変化に合わせたというような御答弁があったのですが、教育委員会が考える時代の変化に合わせたP T A活動とはどういったもののでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

働き方や価値観、家族形態の多様化を踏まえて、各学校の状況に合わせて、それぞれのP T Aが子どもの健やかな成長のために無理のない持続可能で、かつ主体的にできることを考えて活動していくことではないかと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

突然ですが、教育長にお伺いしたいと思います。

P T Aに教育委員会が関与できないというのは承知しておるんですが、仮にもし制限がなかったとして、現状手いっぱいのP T Aに教育長が何か支援をしたら、どんな支援をされます

でしょうか。具体的に何か案がありましたら教えてください。

議長（野々部 享君）

天竺教育長。

教育長（天竺 幸治君）

教育長、天竺でございます。

校長時代の一例で恐縮なんですけども、コロナの初年度でしたかね、毎回毎日生徒下校後、全教職員総出で全教室、全トイレ、消毒作業をしておりました。机・椅子はもちろんですけども、ドアノブですとか、階段手すりですとか、そんなときにそんな様子を伝え聞いた保護者の方から、「先生、何かできませんか」というお声をいただき大変うれしかった覚えがあります。

その後、毎週1回、水曜日でしたかね、生徒下校後、多くの保護者がお見えになりまして、教職員と一緒に生徒が帰った後の教室の消毒作業をしました。当然、皆さん御事情がありますので毎週みえる方は当然変わるわけですけども、まさにPとTが子どもたちのために手を携えて、無理なく笑顔で互いの労をねぎらいながら活動した時期がございまして、私はそのとき、ある意味、PTAのある理想の姿かなと思ったのを今、思い出しました。

大事なことはですね、加入することで個々に負担を強いるということではなくて、それぞれ皆さん状況や事情がおありですので、可能な範囲の中で子どもたちのためにできることを手を携えて一緒に活動していくと。これをもっとしっかりと保護者の皆様にも分かっていただけのように発信をしていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

私自身もいわゆる義務的な活動をかなり削減縮小してまいりまして、ボランティア的な活動ですとか、拘束性のない活動にシフトを切った記憶がございまして、今、御質問いただきましたように、何かできることはということでございますが、先ほど課長が申しましたように、とにかく市内12校のPTA活動が今、言った無理もなくお互いの労をねぎらいながら、教員と保護者がやっていけるような、そういった理想的な形に向かっていけるようにもっと発信をしたり、あるいはそういった地区連絡協議会等にもし時間がございましたら参加させていただいたりとか、PTA会長様方とも連携を取る、あるいは教員のほうにもそういった形を示していく、そんなことで、できる限りの支援といいますか、教育委員会教育長としてやれることに尽くしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

現場で活躍されていた天竺教育長のすばらしい御答弁、ありがとうございました。

P T A目線の時代の変化に合わせた活動事例の御紹介をしますと、ある学校では時代の変化に伴い、P T Aの大きな行事の1つであるバザーもやめたという事例がございます。これは近年、個人間で手軽に不用品の売買ができるフリマアプリの普及によって、バザーに出される不用品の質が大幅に落ち、売れ残りも多くなってしまい、その処分に手間と時間を費やしてしまい、売上も、売れ残りの処分にほぼ消えてしまうというような事態となったため、バザーの開催をやめるに至ったそうです。

現場で活躍する教職員や保護者の方にP T Aの活動をしっかりやるべき、やらなければならないというような声かけというのは、逆に負荷をかけてしまうことになりかねないと思うんですが、先ほどP T A活動上の問題について把握されているかという質問に対して、問題についての報告はないため、問題はないものと認識しているという御答弁があったんですけども、P T Aを仕切っている教職員は、教頭先生ほか管理職の方々ですし、保護者側は役員の方になるので、教職員の方々は問題があるとは言にくいでしょうし、保護者側の役員の方々も、これまでみんな忙しい中でやってきたんだからというプレッシャーにとらわれてしまって、問題点があっても声に上げられていないのではないのかなというのを思いました。現に、市民の方からP T Aの活動が負担だという声をいただき、今回、P T Aについての質問をさせていただいております。

問題の1つなんですが、年に数回開催されるP T Aの常任委員会に関しては、毎回出席するために会社を休んで出席されている保護者の方が多くいらっしゃいます。しかし、常任委員会の内容は特に会社を休んでまで出席が必要な内容かと問われれば、そうでもないようです。保護者がP T A活動のために会社を休むということはやむを得ないことだと考えられてますか。加藤部長、どうでしょう。

議 長（野々部 享君）

加藤教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

今、いろいろなP T Aの状況ということで、会社を休んでまでということですが、それは先ほど教育長が申しましたように、やはり負担を強いらぬような形ということも考えながら、も

ちろん開催時間の問題ですとか、会議への出席への強制力とか、そういったこともいろいろ検討し、負担をできるだけないような形というのを模索していけたらと思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

現在の日本経済の状況は言うまでもありませんが、物価上昇が止まりません。本市の給食費における上昇分も公費で負担していただけるという大変ありがたい政策を決定してくださっておりますが、PTAの活動に出席されているのは女性が大半ですし、子育て中のお母さんの働き方は、パートタイムの方も多いです。となると、たった1日会社を休むだけでも家計への影響は大きいはずですよ。

コロナ禍でZoomなどを使用してのオンライン開催も選択肢の1つとしてあると思います。それでもやはり教職員、PTAの役員の方はこれまでどおり対面の開催にこだわってしまいがちだと思います。なぜなら、今までそうやってきたから。

結果として、負担を感じながらも無理をして何とかやり切り、次の代へまた引き継がれていきます。その繰り返しでPTA活動が限界に近づいている今、教育委員会としてできる支援として、各学校の横の連携、情報の共有だと考えているとのことでしたので、必要な支援として考えられるのは、少なくとも2点あるのではないかと思います。

1個目が、教育委員会がPTA活動において子どもの健やかな成長のために必要なこと、時代の変化に合わせて打ち切ってもいいことの判断基準を助言すること、先ほどの常任委員会のように、今までこうやってきたからというようなことに対し、時代に合った改善の方法の助言など。2つ目は、ほかの自治体が行っているPTAの存続を可能にする新しいPTAの形などの情報提供、名古屋市のようなガイドラインの作成など、以上2点を今後PTA存続のための支援として教育委員会でも御検討していただけたらという要望とさせていただきます、この質問は終了いたします。

次にお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、林企画政策課長、答弁。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

2の①の質問にお答えさせていただきます。

キャッシュレス決済ポイント還元事業実施に向けたキャッシュレス決済の普及に関する取組として、昨年11月9日と10日の2日間に市内4会場で開催した「初めてのスマホ決済教室」の参加者は、合計41名でした。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

受講者の年代別の人数などは分かりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

年代別の人数のデータはありませんが、平均年齢は72.7歳、それぞれ最高年齢としては82歳、最低年齢は54歳となっております。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

このペイペイのポイント還元キャンペーンについて、市民の方から何か御意見や操作方法などの問合せというのはありましたでしょうか。

議長（野々部 享君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

操作方法の問合せは直接窓口にお越しになる方が10名もいらっしゃらなかったと思うんですけども、数名いらっしゃいました。

また、ペイペイポイント還元キャンペーン実施についての御意見としては、なぜペイペイなの

かとか、もちろん高齢者には使いにくいんじゃないかというような御意見のメール等をいただいたことはあります。

以上です。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

次の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の②の質問に対し、浅野生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

生涯学習課長の浅野でございます。

生涯学習講座にて、平成25年度から平成29年度まで、スマホ&タブレット入門と令和2年度から4年度まで「買う前に知りたい、スマートフォン体験講座」を開催いたしました。

令和4年度は受講予定23名に対して16名が受講いたしました。年齢層は平日昼間の教室だったため、50代が2名、60代が2名、70代が10名、80代が2名となっております。

毎年、社会教育委員会にて新年度の講座を検討する際に3年経過した講座につきましては、参加率や内容を精査し、継続か中止を議論いたしています。今回、受講者数が少なかったこと、受講者アンケートでの要望がなかったことなどにより、当初の目的を果たしたと判断され、令和5年度は一旦休止することとなりました。

なお、令和4年度に生涯学習講座以外の講座は総務課にてスマートフォンを活用した自治会のデジタル化を支援するため、地区集会所等へ出向き、開催いたしました。

スマートフォン教室は、民間事業者でも多く開催されていますので、活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

スマートフォンの講習の受講希望者はそこまで多くはなかったということでしたが、今後、市役所内の手続のオンライン化や支払いにキャッシュレスサービスが開始されていくに当たり、高齢者が置き去りにされていると感じないように、講習会とまではいかななくても、気軽にやり方を尋ねることができる場所、例えば、高齢者でも日常生活でデジタル機器を不自由なく使える方もいらっしゃると思いますので、そういった方を支援員として登用し、教え合うということで、高齢者でもデジタル機器を使える便利さを享受できれば、デジタル機器の使用に対する不安を取り除くことにつながるのではないかと思います。

また、高齢者のデジタルデバインド解消施策として、近隣のまちで大治町がマイナンバーカードに対応したスマートフォンを購入した方への補助金として、高齢者IT機器導入支援補助金、購入金額の2分の1上限2万円の交付をしておりますが、本市もこのような施策を進めていくということはありませんでしょうか。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

今のところはそういった補助だとかの検討はしておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

本市もこのような高齢者のIT活用支援を施策として進めていただけたらという要望にて、この質問は終了させていただきます。

次にお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

3の質問についてお答えいたします。

家庭における私物のスマートフォン等による利用につきましては、各家庭で相談して決めるよ

う学年だよりなどで伝え、学校としては特にルールは定めておりません。

また、学校のタブレット端末を利用する場合の主なルールといたしましては、「悪口を書き込まない」、「勝手に他人を撮影しない」など、「他人に危害を与えることや他人が不快に思うことはしない」、「名前や人の写真など、自分や他人の個人情報をインターネットに書き込まない」などの個人情報の取扱いについて児童・生徒に周知しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

現在、学校で起きているトラブルはありますか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

小さなものはありますが、大きなトラブルは起きておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

トラブルを小さなものと大きなものに分けている基準は何ですか。もし、具体的な内容も把握されているようでしたら、公表できる範囲で結構ですので、教えてください。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

小さなトラブルというと、悪口を書き込んだりだとか、ネットゲーム上でのちょっとしたトラブルで、大きなものといいますと、事件性につながるようなものというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

市内小中学校のトラブル発生状況は。またトラブルが起こったときの指導方法にマニュアルなどはありますか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

トラブルの発生状況は先ほども申し上げましたが、小さなものはありますけども、大きなものはない状況でございます。

マニュアルのほうも特にはございません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

校内に私物の携帯電話等を持ち込むことはよしとしているのでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

基本的に、持ち込むことは認めておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

次の質問をお願いします。

議 長（野々部 享君）

最後に、2の④の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

④の質問についてお答えいたします。

小・中学校において日常的な指導のほか、携帯電話会社やアプリの会社から講師を招き、スマホ携帯安全教室や情報モラル教室等を開催し、児童・生徒の情報モラル向上に努めております。

今後は警察の協力を得た指導教室も検討し、さらなる安全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

現在の世の中でスマホを持つなという極端なルールはまずつくれないと思うんですが、SNSは利用の仕方、使う人次第でいいものにも悪いものにもなり得るものだと思います。

本市の小・中学生が過ごす限られた学生生活の時間を有意義に過ごせられるように、先ほど御答弁いただきましたように、今後も情報リテラシーや犯罪に巻き込まれない指導教室などには力を入れていていただきたいという要望で質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、伊藤奈美議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、以上で終了といたします。

残りの方については、明日3月1日（水）午前9時30分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして本日は散会といたします。

早朝より大変お疲れさまでございました。

（ 時に午後 3時30分 散会 ）